

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

決算特別委員会会議録（４）			
日 時	令和３年１０月　７日（木）	開　　議	午後　１時００分
		散　　会	午後　４時４６分
場　　所	第２委員会室		
議　　題	継　続　審　査　案　件		
出　席　委　員	山田委員長、高野副委員長、松田・高橋（龍）・丸山・高橋（克幸）・ 松岩・須貝・中村（誠吾）各委員		
説　明　員	総務・財政・生活環境・福祉保険・こども未来・建設各部長、 監査委員事務局長　ほか関係理事者 （水道局長、病院局小樽市立病院事務部長、保健所長欠席）		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 <			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、松田委員、丸山委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。面野委員が高橋龍委員に、高木委員が松岩委員に、中村吉宏委員が須貝委員に、佐々木委員が中村誠吾委員に、小貫委員が丸山委員に、それぞれ交代いたしております。

継続審査案件を一括議題といたします。

これより、厚生・建設両常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日の順序は、共産党、公明党、自民党、立憲・市民連合の順といたします。

共産党。

○丸山委員

◎国民健康保険について

まず、国民健康保険についてですけれども、決算年度の1人当たり保険料は、前年度と比べてどのようになっていたのかお答えください。

○（福祉保険）保険年金課長

令和元年度で1人当たり保険料が7万7,974円に対しまして、2年度が7万5,747円となっております。

○丸山委員

前年度と比べて少し減っているのですけれども、その要因として考えられることはどのようなことでしょうか。

○（福祉保険）保険年金課長

令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減に対し、新型コロナウイルス感染症の影響による減免制度というのがございまして、その減免により保険料の総額全体がやはり下がったということがございまして、結果的に1人当たり保険料が下がったものというふうに考えてございます。

○丸山委員

こういったところにも新型コロナウイルス感染症の影響が出ているということなのですが、今、減免制度のことをおっしゃっていただいたのですけれども、この減免制度を利用した人数と金額についてお聞かせください。

○（福祉保険）保険年金課長

件数は、世帯数でお答えいたしますが533世帯、金額で約1億2,430万円となっております。

○丸山委員

今、お答えいただいたのは、国民健康保険に限ってということでしょうか。

○（福祉保険）保険年金課長

今のは国民健康保険に限ってのものです。

○丸山委員

確認ですけれども、この1億2,000万円ほどの減免制度を利用された金額をおっしゃっていただいたのですが、この金額は全額を国が補填するということで市の国保財政に影響はないということよろしいでしょうか。

○（福祉保険）保険年金課長

御指摘のとおり、令和2年度につきましては全額補填されておりますので、小樽市の国民健康保険事業特別会計の中での負担はございません。

○丸山委員

それで、小樽市の国民健康保険という冊子を頂いて、この中で平成28年度から収納率が分かるようになっている

のですが、決算年度の収納率が少し上がってきています。この収納状況が改善した要因として、どんなことが挙げられるかお答えください。

○（福祉保険）保険収納課長

決算年度の収納率が向上した要因は何かということでございますが、日頃の徴収担当職員の粘り強い納付交渉、きめ細かな対応の成果が要因と考えておりますが、そのほかにも令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症に係る保険料の減免制度により、収納率の分母となる調定額が大きく減少したことも収納率向上の要因の一つとなっていると思われます。

○丸山委員

滞納繰越分についてもあるのですけれども、この滞納繰越分も収納状況についてどうだったのかということと、その考えられる理由も併せてお答えください。

○（福祉保険）保険収納課長

滞納繰越分の国民健康保険料の収納率、収納状況でございますけれども、収納率が33.83%となっておりまして、前年度の30.54%と比べ3.29ポイント向上しております。

その主な要因としましては、先ほど答弁したのと同じく、日頃の徴収担当職員の粘り強い納付交渉、きめ細かな対応の成果が原因と考えますが、ほかにも納税課への徴収一元化による効率的な徴収の実施も、収納率向上の要因の一つとなっているというふうに思います。

○丸山委員

改善することはいいことだと、本来、収入となる保険料が予定どおり入ってくるということなのでよかったかと思うのです。

ただ、差押えの件数について少し見ていきたいのですけれども、過去5年度分の差押え状況の件数と金額をお答えください。

○（福祉保険）保険収納課長

過去5年度の差押えの件数と金額ということでございますが、5年前の平成28年度からお答えをいたします。なお、国民健康保険料のほか介護保険料、後期高齢者医療保険料を含んだ数字となっております。

平成28年度、件数が29件、金額が227万9,396円。29年度、件数が42件、金額が322万7円。30年度、件数が67件、金額が369万9,279円。令和元年度、件数が96件、金額が595万2,288円。2年度、件数が139件、金額が763万2,040円となっております。

○丸山委員

平成30年の決算特別委員会でも我が党の川畑議員が取り上げているのです。そのときは、平成25年度の差押え件数9件、約40万円と比較して、この取り上げたときでも激増しているということで質問しているのです。

でも、その後も増え続けて決算年度は139件の約760万円ということなので、すごく増えているのですけれども、理由としてはどんなふうに考えていらっしゃいますか。

○（福祉保険）保険収納課長

差押えの件数、金額が年々増加している要因についてなのですが、差押えの取扱いを特別、何か変えたということとは特にございませんので、徴収担当職員の滞納者への聞き取りなど、接触機会を日々増やすように努力している中、資産などを把握する機会も増えていることや、差押え実務のノウハウが蓄積されてきたということも考えられる要因ではないかというふうに思います。

○丸山委員

心配するのは、強硬な取立てみたいなことが起きていないかということなのです。そもそも、徴収しなければいけない保険料なので払っていただかなくてはならない。それについて、職員が対処していく、対応していくという

ことを否定しているわけではないのですけれども、適正な対応になっているのが心配されるところで、差押えをするにしても差し押さえてはいけない、金額だったりとか内容、銀行であれば振込だったりとか、そういう基準があると思うのですが、少しその辺り簡単でもいいのでお聞かせください。

○（福祉保険）保険収納課長

国税徴収法で差押えしてはいけないものが規定されているのですけれども、その中で例えば、児童手当ですとか、児童扶養手当など、そのようなものは差押えできないとなっておりますので、それを差し押さえたりとかということは、もちろんやってはございません。

年金あるいは給料についても生活費となる額についても定められておりますので、それ以上徴収しては、差押えしてはいけないという基準がございますので、そちらの法令に従って、必要以上の差押えはしてございません。

○丸山委員

差押えについて最後になるのですけれども、保険料が納付されないという状況になったときに、当然その通知だとか、督促状だとか、そういったものを市から送付していると思うわけです。市民が納付の相談に来ると、納付について問合せをするということであれば、強硬に差押えに進んでいくことはないと考えていいのかどうか、少しその辺りを最後にお答えください。

○（福祉保険）保険収納課長

差押えに至る前に相談等があった場合ということだと思うのですけれども、相談に来ていただくようこちらから促しをしても、なかなか来てくれないというケースが大方なのですが、その中で納付相談がございましたら、もちろん、どのような生活状況をされているのかを聞き取りしまして、今後の納付計画等を打ち合わせさせていただく中で、納付の誓約等をさせていただくことで、無理やり差押えをするとかというようなことはやってございません。

○丸山委員

ぜひ、市民の側に立った対応をお願いしたいと思います。

◎子どもの医療費について

次に、子どもの医療費についてお聞きします。

2020年度の重度心身障害者医療助成費、こども医療助成費及びひとり親家庭等医療助成費の扶助費の予算額と決算額、不用額をお答えください。

○（こども未来）こども福祉課長

今御質問いただきました令和2年度の3医療費の扶助費の予算額、決算額、不用額を申し上げます。

まず、重度心身障害者医療助成費につきましては、予算額は2億8,401万9,000円、決算額は2億7,023万1,103円、不用額は1,378万7,897円でございます。

続きまして、こども医療助成費につきましては、予算額は1億3,923万9,000円、決算額は1億659万205円、不用額は、3,264万8,795円でございます。

最後に、ひとり親家庭等医療助成費につきましては、予算額は5,664万5,000円、決算額は4,755万1,299円、不用額は909万3,701円でございます。

○丸山委員

不用額が、私が思っていたより結構あるなど思っているのですけれども、こども医療助成費の予算はどのように算出しているのでしょうか。

○（こども未来）こども福祉課長

こども医療助成費の予算の積算につきましては、いろいろ細かい積算の積み重ねであるものでございますけれども、大まかに申し上げますと、過去5年の医療費の実績などから1人当たりにかかる医療費を算出いたしまして、その金額に助成対象となる方の人数を掛けて算出してございます。

○丸山委員

こども医療助成費が約3,264万円の不用額が出ているということで、算出が実績を基にというのが少し疑問だなと思うのですが、以前から示していただいている、こども医療費助成を拡大した場合の必要額を、何度もお聞きしておりますが、例えば課税世帯、小学校1年生から小学校6年生の通院分を実質無料化とするのにかかる金額は約1,800万円と。この約1,800万円の中に、重度心身障害者医療助成費やひとり親家庭等医療助成費の分は含まれていると考えていいですか。

○（こども未来）こども福祉課長

今の御質問の部分につきましては、こども医療費助成に加えて重度心身障害者医療費助成とひとり親家庭等医療費助成を含んで積算してございます。

○丸山委員

そうすると単純に不用額と比較したら、小学校卒業までの通院を実質無料化にするのも、そんなに難しくないと思うのです。

私は、代表質問では、中学校卒業までを視野に入れて取り組んでいってほしいというふうにもお願いしているところなのですが、小学校卒業まで、これはもう待ったなしで実現していかなければならないと何度も言っておりますが、見解をお願いします。

○こども未来部長

今の御質問については、代表質問のときにも市長から答弁をさせていただいていますけれども、こども医療費助成の対象拡大について、優先度は高いという認識ではございます。

ただ、ほかの子育て支援施策とか財政面などを考慮して、総合的に判断してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○丸山委員

こちらこそよろしくお願いします。

ほかにも子育て支援についてはやらなければいけないことがあるのも理解するところです。

◎介護保険について

次に、2000年4月から導入されています介護保険制度です。3年を1期として運営してきています。2020年度は、第7期の最終年度でした。

国民健康保険のところでも聞きましたけれども、新型コロナウイルス感染症の影響による減免制度がありました。利用した人数と金額をお答えください。

○（福祉保険）介護保険課長

新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免につきましては、人数は383人、金額は2,796万円となっております。

○丸山委員

こちらも減免した保険料は国が補填しているということで、市の介護保険財政に影響はないということでよろしいですか。

○（福祉保険）介護保険課長

全額、国の交付金で措置されておりますので、介護保険財政に影響はありません。

○丸山委員

第7期が、2018年度から2020年度になるのですけれども、この間の介護給付費準備基金の残高の推移をお聞かせください。

○（福祉保険）介護保険課長

第7期、平成30年度末で7億6,769万2,000円、令和元年度末で10億7,133万1,000円、2年度末で12億8,903万4,000円となっております。

○丸山委員

2020年度で、約12億8,000万円、ほぼ13億円ですね。基金が積み上がっているのですけれども、これは2020年度の基金から取り崩して第8期となる2021年度の保険料を算定していると思うのですが、幾ら取り崩して基金の残高がどうなっているかお聞かせもらえますか。

○（福祉保険）介護保険課長

第8期の保険料設定に当たりまして、介護給付費準備基金から繰入れをするという形で計画しております。3年間で3億3,670万9,000円を予定しております。

これは3年間でこの金額を繰り入れしていくものですから、今単純に約12億円からこの約3億3,670万円を引いた額が、直ちに残額というわけではないのですけれども、一応、3年間でこれだけ使っていくという予定になっております。

○丸山委員

12億円、13億円という結構な金額だと思っているのです。ただ、第8期の保険料については、約3億3,000万円を取り崩していくということで、保険料が上がらないようにしたという説明でした。

ただ、やはり、市民の声を聞くと介護保険料の負担が重いと。デイサービスの週1回を2回使いたいとか、2回を本当は3回にしたいのだけれども、利用料もあるし我慢しているという声もやはり聞くのです。なので、保険料をなるべく抑制して行ってほしいとも思います。

最後に、介護保険の収入を増やす方法として、保険料を上げる以外に何か考えられること、何か取り組んでいらっしゃるなどをお聞きしたいと思います。

○（福祉保険）介護保険課長

国は、自治体への財政的インセンティブとして、市町村の様々な取組の達成状況を評価できる客観的な指標を設定し、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための保険者機能強化推進交付金、それと介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価する介護保険保険者努力支援交付金を制度化しております。

本市は、昨年度、保険者機能強化推進交付金として2,783万9,000円、介護保険保険者努力支援交付金として2,499万1,000円の交付を受けて収入としております。

○丸山委員

ぜひ、そういった工夫も続けてほしいと思います。

◎公園について

次に、公園についてお聞きしたいのですけれども、公園花壇ボランティアというのがございます。これまでどのような活動をしてきたのか。

それから、決算年度では新型コロナウイルス感染症の影響もあったと思うのですけれども、どのような活動であったのかお答えください。

○（建設）公園緑地課長

公園花壇ボランティアのこれまでの活動についてでございますが、公園花壇ボランティアは、花や緑への関心と公園への親しみが生まれることや、公園利用の機会が増えることなどを目的として開催してまいりました。

開催に当たりましては、ボランティアの皆さんに花の種と育成用のポットを配布いたしまして、自宅で育てた苗を入船公園と平磯公園に植え込むという活動を行ってまいりました。

それで、令和2年度の新型コロナウイルス感染症の影響についてでございますけれども、通常ですと令和2年度

におきましては、4月に花の種ですとかポットを配布いたしまして、自宅では大体5月中旬頃、その種をポットに入れて6月中旬から下旬にかけまして、公園で植え込みという計画でございましたが、4月17日に緊急事態宣言が发出されて、我々といたしましても、公園の中での花見の自粛とか、そういった要請をしていたことから、やむを得ず中止に至ったものでございます。

○丸山委員

こういったところにも新型コロナウイルス感染症の影響が出ているということで、本当に今、少し感染の波が抑えられていますけれども、このまま収束してほしいというのが本当に多くの人が考えていることだなと思っています。

花と緑のまちづくり事業というのがあります。この事業の内容についてお聞かせください。

あわせて、過去5年の申請件数、交付金額、それから実施した場所もお答えください。

○（建設）公園緑地課長

花と緑のまちづくり事業につきましては、快適な都市環境を創出するため公園における花壇の造成や、歩道にプランターを設置するなどの緑化活動を行う団体に対し、活動費の一部を助成する制度でございまして、緑化活動のきっかけづくりという位置づけの制度となっております。

次に、過去5年の申請状況につきましては、令和2年度におきましては申請がゼロ件、平成31年度につきましても申請がゼロ件、30年度におきましては1件ございまして、助成金額が7万2,522円となっております。29年度は1件の申請があり、助成金額については9万9,900円となっております。28年度につきましてはゼロ件となっております。

30年度と29年度の実施場所は、同じ場所でございます。入船商店街でプランターの設置を行っていただいております。

○丸山委員

花と緑のまちづくり事業推進助成要綱の第1条と第2条の4を読み上げてください。

○（建設）公園緑地課長

花と緑のまちづくり事業推進助成要綱、第1条「この要綱は、公共施設又は民間空地を利用して緑化活動を行う団体等に対して助成金を交付することにより、小樽市花と緑のまちづくり事業の推進を図り、もって快適な都市環境を創出することを目的とする。」

続きまして、第2条の第4項「「団体等」とは、緑化活動を行う自治会、町内会等の団体及び法人をいう。」となっております。

○丸山委員

この団体等というのは、ボランティア団体を含むと考えていいですか。

○（建設）公園緑地課長

この制度におきましては、緑化活動を行う町内会等の団体、法人などを対象とする制度でございますのでボランティア団体もこの団体に含まれるということでございます。

○丸山委員

今5年間の推移をお答えいただいたのですが、2019年度もなかったということで、これは新型コロナウイルス感染症の影響が出る前なのです。利用がなかった理由として考えられることは何かありますか。

○（建設）公園緑地課長

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響と考えてございますけれども、その前年度の平成31年度については、我々でもその理由が不明ということでございます。

○丸山委員

そうですね、2019年度の利用がなかったのが不明とお答えいただいたのが、もう少し分析をお願いしたいなというところです。

周知不足があるのか。ただ、市内で緑化ボランティアをされている団体も少しありますから、そういった方たちは関心を持っているだろうから、周知不足ではないのか。だとしたら、使い勝手が悪いのか、そういった分析も少ししていただいて、小樽市の緑化事業が十分だというふうには考えておりませんので、ぜひこの花と緑のまちづくり事業の充実をお願いしたいと思います。

◎おたる子ども未来塾について

私の質問の最後に、おたる子ども未来塾についてお聞きしますが、2019年5月から実施の事業です。

登録者数は2019年度と比べてどうだったのかお答えください。

○（こども未来）こども福祉課長

おたる子ども未来塾の登録者数でございます。

令和元年度末の登録者数は30名でございました。それで、2年度末の登録者数は35名でございます。

○丸山委員

2020年1月から、国内で新型コロナウイルスの感染が確認されたと。2月からはその影響も広がってきておりました。2020年3月から5月までは一斉休校ということで、児童・生徒が学校に通うことができなかった。その後も、感染の波が繰り返されておりまして、当然新型コロナウイルス感染症の影響があったと思うのですが、2020年度の利用状況について前年度と比較してどうだったのか。教室の開催回数、利用延べ人数などをお聞かせください。

○（こども未来）こども福祉課長

令和元年度も2年度も、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言とかその関係で、それぞれ一月半程度、開校できなかったことがございました。

御質問の開催回数でございますけれども、元年度は40回、2年度は44回でございました。

続きまして、利用延べ人数でございますけれども、元年度は627名、2年度は906名でございました。

○丸山委員

大体でいいのですが、この教室の開催回数は、本来計画としては何回やるべきものだったのかお答えいただけますか。

○（こども未来）こども福祉課長

令和元年度は先ほど委員おっしゃったとおり5月開催でしたので、少しあれですけれども、2年度、1年間フルで開催すると一応50回を予定してございました。

○丸山委員

それから、おたる子ども未来塾については保護者の相談窓口としても利用していただきたいという考えだったと思います。その利用を促す方策の一つとして、お便り、通信を出してみたらいかがですかと提案をさせていただきました。それで出していただいたのですが、その後の取組はどうだったのかお聞かせいただくのと、それから、進路相談に限らず、保護者とコミュニケーションを取る機会があったのかどうかお答えください。

○（こども未来）こども福祉課長

まず、令和2年10月末なのですが、御提案いただきまして未来塾便り秋号というものを第1号として発行いたしました。続きまして、3年2月に冬号ということで2年度については2回発行いたしました。

内容については、家庭での学習や、時期的には受験時期なので受験対策だとか、そういう部分のほか、保護者向けに奨学金や、母子父子寡婦福祉資金という就学の支度とかの貸付けなどの制度もございまして、そういう制度の

御案内。あと、御家庭の仕事や生活面での相談窓口として、私どものこども福祉課以外にも、昨年ですと生活サポートセンター「たるさぼ」がございました。今も「たるさぼ」はありますけれども、そちらの御案内もしたところでございます。

あと、保護者とのコミュニケーションという部分なのですが、新型コロナウイルス感染症の関係があつて、母親に来てもらつてというのはなかなか難しいところではあるのですが、三者面談とかお迎えの保護者の方とも、私はお話することもあるのですが、やはり来てくださる母親は子供の進学などを優先的に考えたいという保護者が少し多くて、生活相談の話とかも少ししてはいるのですが、具体的に直接したいというのは今のところない状況でございます。

○丸山委員

子供が中学生、今年度からは高校1年生もだったと思うのですが、そのくらいになると子供が自分で行動することも多くなると思うので、なかなか保護者の方と接触する機会もないかというふうにも思います。でも、保護者の方も日頃忙しくしているということもあると思うのですが、相談の窓口としても御用意していますということの周知をお願いしたいと思います。

それから、2020年度、決算年度に利用していた中学校3年生は何人いたのか。この生徒たちの進学状況はいかがだったか、お答えください。

○（こども未来）こども福祉課長

令和2年度に通っていただいたのは、先ほど35名と申し上げましたが、そのうち中学校3年生は18名いらっしゃいました。

受験というか進学の結果につきましては18名全員が、第1志望の学校合格ということで、細かい学校名までは申し上げるのはあれですが、公立高校13名、私立高校が5名ということでございました。

○丸山委員

18人全員が第1志望の学校に入れたということで、本人たちの頑張りが一番ですが、それをサポートできたのではないかと思います。高く評価をしたいと思います。

それで、人数も順調に伸びています。ただ、対象となる子供たちはまだまだたくさんいらっしゃいますし、開催している会場も1か所ということで、今後の動向については、需要があるかどうかというような分析も必要だと思いますけれども、ぜひ発展させていただきたい事業だと申し上げて、私の質問を終わります。

○高野委員

◎市営住宅について

私は、市営住宅についてお伺いしたいと思います。

まずいろいろ聞く前に、市営住宅とはどういったものなのか、説明願います。

○（建設）藤田主幹

市営住宅とはどういったものかといったことについて御説明いたします。

市営住宅というものは、公営住宅法第1条に定めます、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とし、建設された共同住宅及び民間からの借上住宅をいいます。

市営住宅は目的上、大きく二つの区分に分けられており、一般世帯向け住宅と、高齢者やひとり親世帯等を対象とした特定目的住宅がございます。

○高野委員

それでは、募集時期と申込み要件についてお知らせください。

○（建設）藤田主幹

募集時期、あと申込み要件についてなのですが、先ほどお答えしました一般世帯向け住宅、特定目的住宅ともに偶数月に募集をしております。また、応募が少ない一部の住宅につきましては、随時募集を行っている現状でございます。

申込み要件といたしましては、一般世帯向け住宅につきましては、条例上、現に同居し、または同居しようとする親族がいること、世帯の収入が条例で定める基準の範囲内であること、現に住宅に困窮していること、外国籍の方は有効な在留資格を持つこと、入居者が暴力団員ではないこととされております。さらに現在は、これに加え過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の特例により、親族がいない、いわゆる単身者の方も入居できるような仕組みになっております。

また、特定目的住宅につきましては、一般世帯向け住宅の条件に加え、高齢者向け住宅などその目的に応じ申込み要件が設定されてございます。

○高野委員

それでは、申込みしてから入居までの流れをお聞かせください。

○（建設）藤田主幹

次に、申込みから入居までの流れになりますが、一般世帯向け住宅につきましては偶数月の第1週で募集を行い、その月の中旬に抽せん会を行います。そこで仮当せん者を決定し、その後、市による入居資格の審査や、仮当せん者による住宅の下見を経て入居者が決定していくことになります。その後、公募月の翌月中旬に入居者説明会を行い、同月の末には入居というふうになります。

特定目的住宅につきましては、募集までは一般世帯向け住宅と同様ですが、子育て世帯向け住宅を除き抽せんは行わず、申込者の方の住宅困窮度調査を実施し、仮入居者を決定いたしますが、入居審査以降については一般世帯向け住宅と同じになっております。こういったことから、共に募集から約2か月後には入居という流れになってございます。

○高野委員

令和2年度の管理戸数は3,068戸となっているのですが、その3,068戸のうちの新規入居可能な戸数をお知らせください。

○（建設）藤田主幹

新規入居可能な戸数につきましては、通常であれば入居募集をかけることとなっております。

令和2年度末におきまして、一般世帯向け住宅では34戸、特定目的住宅では28戸、その他の住戸では18戸で、計80戸が新規入居可能な戸数となっております。

○高野委員

それでは、管理戸数3,068戸のうち入居している戸数と、入居率をお知らせください。

○（建設）藤田主幹

入居戸数と入居率につきましては、令和2年度末におきまして、入居戸数2,334戸、入居率76.1%となっております。

○高野委員

募集を行っていない住宅の戸数と理由についてお聞かせください。

○（建設）藤田主幹

募集を行っていない戸数につきましては、管理戸数である3,068戸から先ほどお話ししました入居戸数2,334戸を

除いた734戸となります。

このうち353戸は、その建物自体の建て替え予定で募集を既に止めてしまっているもの、残りの381戸につきましては、修繕中または修繕予定で今後募集になるものや、損傷が激しく修繕に多額の費用がかかるため修繕を見合わせているものもごございます。

○高野委員

募集している住宅で空き家の多い地域の住宅名はどういったところになりますか。

○（建設）藤田主幹

空き家の多い地域の住宅名を具体的に挙げますと、今のところは塩谷A住宅で、戸数が40戸のうち18戸が空き家になってございます。

○高野委員

それでは、住宅使用料の金額が令和元年度は約5億2,495万円で、2年度は約5億1,283万円ということで減少しているのですけれども、その理由についてお聞かせください。

○（建設）藤田主幹

使用料収入が昨年度と比べ減少した理由につきましては、入居者数の減等が主な要因と考えてございます。

○高野委員

それでは、入居率も上がると使用料も変わってくるのではないかというふうにも思っています。

それで申込み状況についてもいろいろ聞きたいと思うのですけれども、2016年度から2020年度まで募集戸数と申込み件数をお知らせください。

○（建設）藤田主幹

平成28年度から令和2年度までの募集戸数と申込み件数について、まず平成28年度は募集戸数290戸に対し申込み件数は718件ございました。29年度につきましては、募集戸数215戸に対し申込み件数は521件、30年度につきましては、募集戸数276戸に対し申込み件数は695件、令和元年度につきましては、募集戸数280戸に対し申込み件数は488件、2年度につきましては、募集戸数297戸に対し申込み件数は337件となっております。

○高野委員

聞きますと、募集戸数はあまり変わっていないかと思うのですけれども、申込み件数は平成28年度の約700件から、令和2年度になると約300件ということで、申込み件数は減っているなと思うのですが、どちらにしても募集戸数と申込み件数が多い状況が続いているのかというふうには、今のお話を聞いて思っています。

確認なのですけれども、事務執行状況の入居戸数は、一般世帯向け住宅と特定目的住宅も含めての数なのか、その辺はどうですか。

○（建設）藤田主幹

委員のおっしゃるとおりでございます。

○高野委員

それでは、応募状況の話も聞いたのですけれども、例えばその応募した方が抽選に当たって、実際に下見をしたいということで下見をしたけれども、実際に住むとなったらずし厳しいなということでキャンセルしたという場合、再度、ほかの市営住宅に応募となった場合は、同じ方でも申込み件数に含まれるのか、その辺はいかがですか。

○（建設）藤田主幹

これにつきましても、委員のおっしゃるとおり含まれるものでございます。

○高野委員

同じ人も含まれる場合もあるということでした。

補修件数なのですが、平成30年度、令和元年度、2年度でお知らせください。

○（建設）藤田主幹

補修件数につきましては、平成30年度が1,122件、令和元年度が1,054件、2年度が957件となっております。

○高野委員

今、件数を聞いたのですけれども、この件数は退去された後に行われているものなのか、それとも入居されている方が補修をお願いした件数なのか、その辺はどうなのでしょう。

○（建設）藤田主幹

退去時に行われます修繕につきましては、市営住宅の管理代行業務を受託している指定管理者が行うことになっております。このため、事務執行状況に記載の補修件数につきましては、現在お住まいの住民の方々からの補修依頼に基づき、市が直接行っているものを掲載させていただいております。

○高野委員

先ほど補修件数も聞いたのですけれども、そうであれば、結構多いのかというふうにも思っています。

それでは、退去されましたとなり、新たに募集するとなった場合の流れをお知らせください。

○（建設）藤田主幹

退去から募集までの流れについてなのですが、基本的な流れといたしまして、退去希望があった場合、その希望日の5日前までに退去届を提出していただくことになります。その後、可能な限り退去者と同席の下、住戸の原状復帰確認を行います。その後、指定管理者が修繕すべき部分について修繕を行い、それが完了したものから直近の募集月に募集案件として広報誌等に掲載し募集を行うことになっております。

○高野委員

退去状況なのですが、平成27年度からずっと令和2年度の状況を見ても、毎年やはり130戸以上あると思うのですが、退去する主な理由について、もし分かっていたら聞きたいと思います。

○（建設）藤田主幹

退去の理由につきまして、特に統計は取っていないのですが、入居者に高齢者の方が多いことから、死亡や施設入所によるもの、また、同居していた子供が独立することなどが考えられます。

○高野委員

最初に申込み件数なども聞きました。申込み件数が減ってきてはいるのですが、いまだに申込み件数と募集戸数と差があるので、その差について市としてはどのような考えを持っているのか、最後に聞いてみたいと思います。

○（建設）藤田主幹

委員のおっしゃるとおり、確かに申込み件数につきましては減少傾向にあります。募集戸数につきましては例年300戸弱で変わらないことから、小樽市の相対の人口減という問題もございますが、募集できる物件が立地条件や間取りなど、応募者のニーズに合っていないため応募につながらないことが原因ではないかというふうに考えてございます。

○高野委員

続きはまた明日やりたいと思います。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

公明党に移します。

○松田委員

◎道路等の維持補修について

最初に、道路等の維持補修についてお伺いいたします。

私たち議員も、議員として活動を行っている中で、多くの市民と接しているうちに、多種多様な相談をお受けすることがあります。その中で多いのが、日常生活上必要な道路の補修、いわゆる舗装の穴や、側溝の破損など補修の相談です。依頼を受けるとその都度担当課に連絡し、相談内容を伝えるとともに現場を確認していただき、補修を行っていただいています。

そこで伺いますけれども、私たちも含め市民からの通報等により、年間おおむねどのくらいの件数の補修作業をしているのかお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）維持課長

昨年度、市民の皆様から建設事業室維持課に寄せられた道路や河川等の補修等に係る御要望についてでございますけれども、合計で2,288件の御要望をいただいております。そのうち、約2,100件の対応を行ってきたところでございます。

○松田委員

あと、市民等からの通報のほかに市内を巡回している道路パトロールカーにより補修箇所等を発見し、補修作業を行うこともあると思いますが、それについてもどのくらいの件数があるのかお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）維持課長

昨年度、道路等のパトロールにおいて不具合を発見し、その対応を行った件数につきましては、約140件となっております。

○松田委員

あと、電話等での依頼の場合、担当者の方が外勤などで不在で連絡が遅れ、また、現場確認などに時間を要し、破損規模にもよりますけれども、補修が終了するまで数日から1週間以上かかることもあります。

それでお伺いするのですが、通報を受けてから補修するまでの流れについてお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）維持課長

市民の皆様から、道路等の補修の御要望をお受けした際につきましては、一般的には、まず市の職員が現地を確認し、その補修の必要性や規模等を確認させていただき、必要に応じて、市の直営班への作業指示や、業者に補修工事の発注をしているところでございます。

○松田委員

今、通報から補修までの流れについてお伺いいたしましたけれども、先日、市のホームページを見ていましたら、市内の市道の破損などが分かる画像等を送信すれば補修していただける道路通報サービスという方法があることが分かりました。従前からあるホームページのお問合せフォームから補修の依頼ができると思っておりますが、それはどのくらい通報があったのか、お知らせ願いたいと思います。

○（建設）維持課長

昨年度、従前からある市のホームページのお問合せフォームから寄せられた道路等の補修等の御要望につきましては35件となっております。

○松田委員

あと、今年度、道路通報サービスをつくったのは従前のお問合せフォームで何か課題があったからなのか、道路

通報サービスをつくった理由についてお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）維持課長

従前のお問合せフォームの課題等についての御質問でございますけれども、従前からのお問合せフォームでは御要望を受けてから、まず広報広聴課に一度集約された御要望が、建設事業室に届くまでに少なからずタイムラグがあったことが課題というふうに考えていたところではございます。

○松田委員

今お聞きしましたら、年間いろいろな通報等があっても2,000件以上の補修をさせていただいているということで、とにかく道路は私たちにとって日常生活を送る上で欠かせないものです。そういったことで、今後とも通報から補修までスムーズにいくように、御努力していただければと思いますので、よろしくお願いします。

◎産後サポート事業について

次に、産後サポート事業についてお伺いいたします。

令和2年度の新規事業費として、生後五、六か月の第1子を持つ母親が集まり、参加者同士の交流を深めながら、保健師などによる相談支援を実施すると決算説明書に記載がありました。

この事業の概要についてお示ししていただきたいと思います。

○（こども未来）こども家庭課長

事業の概要についてですが、子育てに関する悩みの相談に応じるとともに、母親同士の仲間づくりを促すことで家庭や地域における孤独感の解消を目的にしており、生後5か月から6か月の乳児を持つ初産婦や育児不安がある方を対象にしています。内容としては、母親同士の交流、保健師や助産師による相談対応、保育士による遊びの紹介などを行っており、ハツベビサロンという名称にしております。

○松田委員

生後五、六か月の第1子を持つ母親ということですが、こういうふうに対象を限定したのはなぜなのか、どのような理由からなのか、その点について御説明願いたいと思います。

○（こども未来）こども家庭課長

対象についてですが、初めての育児で不安を抱きやすい第1子を持つ母親としております。月齢としては首がすわって生活リズムがついてきて外出しやすくなる生後5か月から6か月としました。

○松田委員

交流ということなのですが、母親たちが集まる場所はどこで、どのような交流をしているのか、交流の頻度はどのくらいなのか、その点についても御説明願いたいと思います。

○（こども未来）こども家庭課長

場所についてですが、子育て世代包括支援センター「にこにこ」になります。交流の内容としましては、母親同士がグループとなって育児で困ったことや楽しいと感じたことなどを話し合う時間を設けています。

頻度ですが、産後サポート事業への参加は原則1回となりますが、その後は子育て世代包括支援センターで実施している交流事業や、地域子育て支援センター事業の利用を勧めております。

○松田委員

それで、予算33万円に対して6万円と、予算執行率が約20%しか達成しておりませんが、この要因についてどのように考えているのか、御説明願いたいと思います。

○（こども未来）こども家庭課長

予算執行率約20%の要因ですが、令和2年度に6回実施する予定だったのですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため5回中止となり、開催は1回になったことによります。

○松田委員

やはり新型コロナウイルス感染症の影響がここまで来ているのかと感じますけれども。

また、決算説明書では産後サポートに参加した人数は延べ4人となっていますけれども、実質は何人だったのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（こども未来）こども家庭課長

参加人数は4組の母子で、母親の実人数が4人、子供が4人となります。

○松田委員

それで、産後ケア事業と産後サポート事業の違いについて御説明願いたいと思います。

○（こども未来）こども家庭課長

二つの事業の違いについてですが、産後ケア事業は小樽協会病院に出向いて受けるデイケア型と、助産師が自宅に訪問する訪問型がありますが、どちらも個別支援となっております。産後サポート事業は、母親に集まってもらって仲間意識を持ってもらう集団支援となります。

○松田委員

それで、この産後サポート事業について市のホームページを見ましても、どこにも見当たりませんでした。非常にこれは大事なことなのですが、周知方法について検討していただきたいと思いますが、この点について御見解をお聞かせ願いたいと思います。

○（こども未来）こども家庭課長

周知方法についてですが、対象となる初産婦の方には個別案内を行っております。そのほかに、生後4か月までに実施している、こんにちは赤ちゃん訪問で、育児不安が強い場合は積極的に参加を勧めるなどをして周知を図っているところです。

○松田委員

とにかく、この事業は令和2年度からの新規事業ということで、まだ始まったばかり。また、先ほど6回のところを5回が中止になったということで、今後の利用状況については未知数なのかもしれませんが、初めて子供を持つ母親の不安解消に向けて、先ほど目的にもありましたとおり、しっかり交流して本当に子育てに不安を抱いている母親たちのケアになっていただければと思いますので、今後またいろいろ充実していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎介護保険について

次に、介護保険についてお聞きします。

昨年来の新型コロナウイルス感染症は、人と人との交流を分断しました。これはどの世代にも当てはまることとはいえ、特に御高齢の方にとって人との交流を絶たれることの影響は大きいものがあります。お元気な御高齢の方は外出の自粛を余儀なくされ、また、施設入所の方は家族であっても面会の機会が失われ、そのために特に認知症の方は加速が進んでいると、先日もテレビでそのことについての特集番組が放送されていました。

そこで伺いますが、この1年で御高齢の方の要介護度に変化が出たなど、新型コロナウイルス感染症における介護認定について影響はあったのかどうか、この点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（福祉保険）介護保険課長

新型コロナウイルス感染症の要介護認定への影響についてであります。国から更新認定の際、調査員が自宅を訪問するのが少し嫌ですというようなことの調査拒否ですとか、病院・施設等での面会禁止措置で調査に行けないとか、そういう場合は職権で1年間、以前の要介護度を継続できるということの通知がありまして、これを利用している方が多くいらっしゃるために、要介護度自体には大きな影響はなかったものと認識しております。

○松田委員

差がなかったということで喜ばしいことです。

それで、参考までに伺いますけれども、介護保険その他の福祉サービスに関する相談が、令和元年度に比較すると微増しているのに対し、2年度の要介護等認定申請件数が3,000件以上も激減しています。これは介護予防の取組が功を奏したことによるものなのか、ほかに要因があるのか、この点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（福祉保険）介護保険課長

令和2年度の要介護等認定申請件数の減少についてですが、平成30年度に認定有効期間の最長がそれまで24か月であったものが36か月に延長されました。そのことに伴って令和2年度は更新件数が大幅に減りましたので、それによる影響であります。

○松田委員

それで、あと事務執行状況を見ますと、地域支援事業による各種支援事業項目が令和元年度と比較すると、利用人数が大幅に減少していますが、これらについてもその減少要因は新型コロナウイルス感染症による影響と見てよいのか、主な事業を踏まえて御見解を述べていただきたいと思います。

○（福祉保険）福祉総合相談室中村主幹

地域支援事業の減少要因についてですが、介護予防普及啓発事業におきましては、人を集めて介護予防フェア、こういうものが開催できないですとか、あと地域住民グループ支援事業におきましては、地域版の介護予防教室の開催中止期間が発生するなど、介護予防に関する事業を中心に新型コロナウイルス感染症の影響により、外出ですとか集まることへの制限があったことから、参加人数等に大きく影響があったものと考えております。

○松田委員

やはり新型コロナウイルス感染症の影響は大きいのだと思います。

なお、この地域支援事業の一つに、在宅復帰支援型ヘルパー派遣事業がありますけれども、令和2年度も、元年度も利用人数がゼロとなっています。この事業の概要を説明するとともに、この事業が始まってから今までのこの事業の利用人数についてお示ししていただきたいと思います。

○（福祉保険）福祉総合相談室中村主幹

在宅復帰支援型ヘルパー派遣事業につきましてですが、要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者世帯の方で、入院をしている方が退院するに当たって、自宅復帰するまでの一定期間ホームヘルパーによる生活援助を行うものであります。条件としまして、1日1時間まで、週2回まで、最大6週間までということの条件はございます。

古いデータがないものですから、最近のデータで申し上げますと、最近の利用人数につきましては、平成26年度、27年度、28年度にそれぞれ1名ずつ、29年度以降は利用がないというような状況になっております。

○松田委員

今お聞きしまして、利用人数が本当に少ないなと思います。この事業の利用がないことについて、なぜ利用者がいないのか、その理由についてお聞かせ願いたいと思います。

○（福祉保険）福祉総合相談室中村主幹

利用人数が少ない理由につきましてですが、この制度は要介護認定を持たない方が緊急的にヘルパーを利用した場合の受皿としまして、最低限のサービスとして実施しているものであります。入院から退院しまして、介護サービスを例えば使いたいというような場合につきましては、一般的には入院中に介護申請を行っていただきまして、退院後は暫定のサービスなどの利用も含めましてサービスが提供されているというふうに認識しております。

○松田委員

ともあれ御高齢の方は、今いろいろお聞きしましたがけれども、本当に新型コロナウイルス感染症の影響が大きいなと思います。御高齢の方の場合は認知機能を含め一度機能が低下すると、何らかの方法でそれ以上低下しないよ

うにすることはできても、一旦低下した機能については、なかなか元に戻すことはできにくいのではないかと思いますけれども、その点の認識についてお聞かせ願いたいと思います。

○（福祉保険）福祉総合相談室中村主幹

コロナ禍におきましても、地域包括支援センターを中心としまして、訪問等が制限される中でも見守り等につきましては行っておりました。また、介護予防事業につきましても、地域での関わりが断絶されないよう工夫して取り組んできております。

確かに人との関わりが少ないと、身体機能ですとか認知機能の低下が懸念されるわけでございます。コロナ禍である今後につきましても、関係機関、地域との連携によりまして、認知機能の低下防止のための事業でありますとか、高齢者の見守り、こういうものを引き続き行ってまいりたいと考えております。

○松田委員

今御答弁いただきましたけれども、新型コロナウイルス感染症による影響は小樽市に限ったことではありません。いまだ収束が見えない新型コロナウイルス感染症ですけれども、今後を見据えた対応策を考えていただきたいと念願して、私の質問は終わらせていただきます。

○高橋（克幸）委員

◎不法投棄対策について

それでは、不法投棄について質問いたします。

決算説明書の210ページに、不法投棄等対策経費が載っておりますけれども、直近5年間のこの金額の推移をお聞かせください。

○（生活環境）清掃事業所長

不法投棄等対策経費の直近5年の金額についてお答えいたします。

平成28年度579万461円、29年度446万7,098円、30年度558万9,369円、令和元年度542万2,987円、2年度532万3,799円になります。

○高橋（克幸）委員

大体500万円台の推移ですね。

それで、令和2年度の532万3,799円の主な内訳を、金額とともにお聞かせください。

○（生活環境）清掃事業所長

令和2年度決算額の内訳についてお答えいたします。

人件費が一番大きく415万1,392円、車両関係経費などの需用費が46万6,338円、それから、処分手数料など委託費や一部委託に出すものがありますので、そういった処分にかかる経費が70万6,069円となります。

○高橋（克幸）委員

令和2年度の実績でいいのですが、大体、品目としてどのようなものが不法投棄されているのか。以前聞きましたらテレビのような家電だとかタイヤだとかということでしたけれども、分かる範囲でお聞かせください。

○（生活環境）清掃事業所長

今、委員おっしゃられたような、いわゆる家電、それからタイヤがやはり多くございます。そのほか一部家具みたいなものですか、細かい雑ごみなども合わせて不法投棄される状況にございます。

○高橋（克幸）委員

その処理についてかかる処理費は、先ほど説明があった約70万円ということによろしいですか。

○（生活環境）清掃事業所長

先ほどお伝えした、その約70万円になります。

○高橋（克幸）委員

不法投棄について、これまでいろいろな対策をされてきたと思います。まず多いのが、監視パトロールかと思いますが、この監視パトロールについてはどういう人員体制で、どのようなパトロール経過をやってきたのか、説明してください。

○（生活環境）清掃事業所長

パトロールにつきましては、4月から11月の期間に会計年度任用職員4名を採用いたしまして、注意喚起の看板のほか、不法投棄が行われやすい場所を中心に車両2台に分乗して毎日パトロールを行っております。

○高橋（克幸）委員

このパトロールの結果について、生活環境部としてはどのように評価されているのかお聞かせください。

○（生活環境）清掃事業所長

パトロールの成果につきましては、不法投棄の発見と処理を行っておりますので、一定の効果を上げているものと考えております。

○高橋（克幸）委員

他都市では捨てられるであろう夜間に不法投棄のパトロールをやっているというところもあるようですけれども、小樽としてはこのような対策の方法については検討してきたのでしょうか。

○（生活環境）清掃事業所長

夜間については、今のところ、遠い昔にやっていたことはあるのですが、なかなか不法投棄の場面に出会うことも少なく効率があまりよくなかったことから、現在は行っていないものです。

○高橋（克幸）委員

また、他都市で結果が出ているのが、監視カメラの設置というのもあるのですが、この辺の検討はいかがでしたか。

○（生活環境）清掃事業所長

監視カメラの設置につきましては、設置場所、あるいは費用面などの課題があることから、引き続き他市の状況などを注視していきたいと考えております。

○高橋（克幸）委員

安価で性能のいいカメラも出てきているようですので、ぜひ他都市の例も含めてやっていただきたいと思います。

また、関係機関との協力関係を確認したいのですが、警察も含めてこれまでどのような協力関係を行ってきたのか、お聞かせください。

○（生活環境）清掃事業所長

関係機関の中でやはり一番絡むことが多いのは警察署になるのですが、今年度も含めまして、不法投棄物の中から個人情報が出るものが発見できた場合については、直ちに警察に連絡しまして、連携しつつ対応に当たっているという状況でございます。

○高橋（克幸）委員

ちなみに、これまでに特定できて犯罪として逮捕したとか、成果につながったものはありますか。

○（生活環境）清掃事業所長

警察に連携して、その後の対応を依頼した流れになりますので、その後、逮捕に至ったかどうかまでは警察からも情報がないので分からないのですが、今年度もそのような形で個人情報があつたということで警察に連携して、市では不法投棄したものを一度保管しておりますので、その後、警察とともに不法投棄者がそれを回収しに来たという事案がございました。

○高橋（克幸）委員

これからもよろしくお願ひしたいと思います。

◎ごみ処理について

次に、生活ごみ関係の質問ですけれども、本市で計画している一般廃棄物処理基本計画があります。この計画期間についてお聞かせください。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

今お尋ねのありました一般廃棄物処理基本計画の計画期間でございますが、平成27年度から36年度という形になってございます。

○高橋（克幸）委員

10年間ということでした。ちょうど中間目標年次が平成31年度と表記されていまして、確認したいと思いますが、生活系ごみ収集実績で、25年度ベースで計算していたしましたので、25年度と中間目標年次である31年度の比較で、その数量についてお答えください。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

生活系ごみの収集運搬総量の実績値でございますが、平成25年度が2万2,751トン、それに対しまして令和元年度が1万9,501トンとなりまして、7年間で3,250トン、約14%の減少となっております。

○高橋（克幸）委員

基本計画の中間目標年次の目標値は幾らでしたか。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

そちらの総量は1万9,864トンとなっております。

○高橋（克幸）委員

そうですね、ほとんど差がない。いわゆる計画どおりに進んできたのかと思いますけれども、この目標値に近い数字で減少してきた要因は、どのように捉えていますか。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

生活系ごみの減少の対応につきましては、特効薬となるような対応というものはないかというふうに考えてございます。そのため、私どもでは市の広報誌などを利用した資源物の分別、こちらの市民への周知の徹底、それから、適正排出の指導といったような地道な活動をずっと続けてまいったところでございます。

○高橋（克幸）委員

大きな要因の一つは、やはり人口減少かと思っておりますけれども、その点はいかがですか。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

委員御指摘のとおり、人口減少も大きな要素の一つだと考えてございます。

○高橋（克幸）委員

次に、資源物処理について伺います。

これも同様に、収集実績で平成25年度と、令和元年度の実績値をそれぞれお聞かせください。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

資源物収集量の総数の実績値でございますが、平成25年度は6,683トン、令和元年度が5,906トンで、7年間で777トン、約12%減少してございます。

○高橋（克幸）委員

基本計画での目標値は幾らでしたか。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

中間目標年次の目標値でございますが、6,672トンとなっております。

○高橋（克幸）委員

ほぼ横ばいの数字で計画していたのだけれども、10%以上減少したというふうに、資源物の収集が少なくなったということでしたが、この減少した要因についてはどのように捉えていますか。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

資源物収集量の減量の要因でございますけれども、その減少のうち約65%を紙類が占めてございます。紙類につきましては、新聞や紙パックなどの減少が顕著になってございます。

また、約30%を占める缶類は、飲料缶のペットボトル化、それから軽量化が業界として進んでいるように捉えております。そういったこともございまして、経済情勢や社会環境、こういったところが大きいとも考えてございますが、先ほど委員からも御指摘のありましたとおり、人口減少も大きな要素の一つだというふうに考えてございます。

○高橋（克幸）委員

そうですね。今説明があったように、資料を確認しますと、プランについては、ほとんど数字的には変化はないわけですが、缶類と紙類が非常に大きく減少しているということでございました。

基本計画を設定時の時代状況と、それから現状では違うのかと思っているのですが、分析としては今お話のあったような内容プラス何かあるでしょうか。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

今申し上げましたような要因のほかにも、まだ様々な要因が絡んできていると思いますが、今、私どもで大きな要因として捉えているものが、先ほど申し上げたようなところでございます。

○高橋（克幸）委員

次に、資源物に関連して集団資源回収の実績について伺いたいと思います。

資料を確認しますと、平成22年度がピーク、一番多く団体数がいた時期になります。これとの比較で確認したいと思いますが、22年度と令和元年度との比較で実施団体数は、それぞれ幾らなのかお聞かせください。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

まず、集団資源回収の団体数についてでございますが、平成22年度は316団体、令和元年度は273団体となっております。

回収総量につきましては、22年度が3,471.3トン、元年度は2,159.5トンであり、団体数で43団体、回収総量で1,311.8トン減少してございます。

○高橋（克幸）委員

やはり団体数が減ると数量もかなり減るのですね。

その内訳を確認したいのですが、同じく平成22年度、令和元年度の比較でお聞かせいただきたいのですが、紙類、金属類、ビン類、布類というこの4品目でそれぞれお答えください。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

それぞれの年度の内訳についてでございますが、平成22年度は紙類が3,288.7トン、金属類が131.9トン、ビン類が40.4トン、布類が10.3トンです。令和元年度は、紙類が2,033.4トン、金属類が101.6トン、ビン類が11トン、布類が13.5トンとなっております。

○高橋（克幸）委員

この数値をずっと確認していきますと、この集団資源回収でも、やはり大きな減少というのが紙類なのです。平成22年度と比較すると約38%、約4割が減少していることになります。

同じように先ほどの傾向なのですが、これについてはどのように確認されておりますか。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

先ほどの資源物収集量のところでもお答えをさせていただいたのですが、やはり紙類につきましては、新聞や雑誌などのデジタル化も一つの大きな要因になっているのではないかと考えてございます。

○高橋（克幸）委員

これも最後に確認したいのですが、小樽市の方針として集団資源回収、こういう形で数値が減少していつているわけですが、集団資源回収の考え方、方針はどのように考えておりますか。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

集団資源回収につきましては、単に資源物の収集、こういったものの意味合いだけではなく、地域コミュニティの形成という問題も一つ大きな観点として挙げられるところでございます。そういったところもございまして、現状としましては、数年前から制度上で加算金という新たな制度をつくりまして、皆様に集団資源回収の活性化というものをお願いしているところでございますので、当面の間はこの形のままで続けさせていただきたいというふうに考えてございます。

○高橋（克幸）委員

それでは、条例についてですが、小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例というのがあります。許可の基準等ということで、第17条第2項があるわけですが、これを読んでいただきたいと思います。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

「市長は、市が設置する一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の管理又は運営上支障があると認めるときは、廃棄物処理法第7条第1項又は同法第14条第1項の許可を受けている者であっても、搬入許可をしないことができる。」以上でございます。

○高橋（克幸）委員

今読んでいただいた、「管理又は運営上支障がある」ということは、具体的にはどういうことを指しているのでしょうか。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

管理運営上支障が認められる場合と申しますのは、私ども運営者側からの指示に従わないような場合を想定してございます。

○高橋（克幸）委員

次に、第18条、許可の取消し等があるのですが、この「（4）搬入許可に付けた条件に違反したとき。」とあります。これについてはどういう内容なのか説明してください。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

搬入許可証の条件の中に、搬入については指示者、管理側の指示・指導に従うことというような条件もございまして、それでこういった、先ほどお話しした第17条の2の管理運営上支障があると認められる場合と同等のものと考えてございます。

○高橋（克幸）委員

今お話のあったこの（4）ですが、条件に違反しているかしていないかは調べなければ分からないわけですが、これは定期的な検査はこれまで行われてきたのでしょうか。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

検査についてでございますが、まず一般廃棄物最終処分場への搬入物の多くは一旦北しりべし廃棄物処理広域連合の施設へ搬入されることとなっております。

検査につきましては、同広域連合において年2回ほど内容物の検査が行われていると承知してございます。

また、産業廃棄物最終処分場につきましては、搬入時に職員等が随時目視等で検査を行っているところでござい

ます。

○高橋（克幸）委員

懸念している点は、一般廃棄物なのですが、これは特定されている業者の許可しかありませんので、考えられる違反として、他都市では決められた品目以外のものが混在していたという例が結構あったようですが、この定期検査において、これまでどういう状況だったのか、説明をお願いします。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

複数回行っておりますので、詳細という形ではなくて、あくまで概略的なところでお話ししますと、今、委員がおっしゃったように、不適正物の混入が見つけられた場合があったというふうには聞いてございます。その場合には、業者への指導等を北しりべし廃棄物処理広域連合から行っているというふうに聞いてございます。

○高橋（克幸）委員

やはり小樽でもあるんですね。

それで、その頻度だとか内容などによると思うのですが、あまりにも悪質となると、これは当然、先ほど条例にあったような内容になってくるのかと思っているのですが、先ほどあったような状況は、最近はあったのでしょうか。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

ここ数年に関しましては、誠に残念なのですが、コロナ禍ということもございまして、実際その場でごみを開けて内容物を調べるということを行いますと、職員が罹患するといったような危険性もございます。そういったこともございまして、詳細までの調査は行われていない、行えないのが現状だというふうに聞いてございます。

○高橋（克幸）委員

そうですね、いろいろなところに新型コロナウイルス感染症の影響がやはりあるんですね。

いずれにしても適正な措置をしていただきたいとも思っていましたので、今後ともしっかりと確認等をお願いしたいと思います。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時37分

再開 午後2時59分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

自民党に移します。

○松岩委員

◎市民会館と市民センターマリンホールの使用状況について

一つ目が、市民会館と市民センターマリンホールの使用状況についてです。

市民会館の大ホールとマリンホールの過去3年の利用件数と利用率をお示してください。

○（生活環境）小山主幹

まず先に、1日午前、午後、夜間の三つのこまになっておりまして、その数字の利用率を御紹介させていただきたいと思います。

なお、令和2年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響がございますが、これも含めない形で数字をお示ししたいと思っております。

では、平成30年度の市民会館大ホールにつきましては132件、利用率12%、市民センターマリンホールにつきましては173件、16%。令和元年度の市民会館大ホールにつきましては137件、12.7%、市民センターマリンホールは143件、13.2%。2年度は市民会館大ホール22件、2%、市民センターマリンホール40件、3%となっております。

○松岩委員

それから、各施設の利用状況でマリンホールの収容人数を超える催事について、過去3年間の状況、割合などをお示してください。

○（生活環境）小山主幹

この質問につきましては、ホールの利用件数で個々の利用人数と個別の人数を分析するのには少し時間を要することから、後日回答させていただきたいと思います。

○松岩委員

公共施設再編計画に書かれている数値を、お聞かせいただけませんか。

○（生活環境）小山主幹

利用率でよろしかったでしょうか。市民会館の利用率につきましては24%、年間延べ263件の利用と報告しております。

○松岩委員

それではなくて、454人以上の催事が何回あったか、公共施設再編計画に出ていると思うのですけれども、その数値をお願いします。

○（生活環境）小山主幹

年間で約40回、音楽ホールの利用としては十数回ございます。

○松岩委員

それで、市民会館の収支状況について、こちらも過去3年間の状況をお示してください。

○（生活環境）小山主幹

市民会館、公会堂、市民センターの3館を一括して管理しております。人件費等につきましては各課またぐ例もございますので、本日は3館全体での公開ということでお願いいたします。

平成30年度、市からの委託料9,441万4,000円、利用料金収入3,641万6,595円、その他の収入として308万7,515円。それと、市民会館の場合、自主事業がございまして、自主事業収入が463万5,000円となっております。合計1億3,855万3,110円となっております。

続いて、令和元年度ですが、市からの委託料につきましては1億618万円、利用料金収入は3,191万7,690円、その他の収入370万4,918円、自主事業につきましては373万6,700円となっております。合計1億4,533万9,308円となっております。

また、2年度につきましては、市からの委託料につきましては1億2,263万3,501円、利用料金収入は1,238万6,890円、その他の収入として301万7,415円で、自主事業につきましては新型コロナウイルス感染症の関係から自主事業を中止しておりますので、ゼロ円となっております。以上の合計で1億3,803万7,806円となっております。

○松岩委員

確認ですけれども、それは今日の決算特別委員会に間に合わないというだけで、本来は市民会館単独でも出そうと思えば出せるということなのですか。それとも全く出せない、どちらですか。

○（生活環境）小山主幹

一部案分の形でできるかどうか調査したいと思います。できましたらお示ししたいと思います。

○松岩委員

今日のところはそれで大丈夫です。

それから、同様にマリンホールの収支状況についてもお示しいただきたいと思います。

○（生活環境）小山主幹

今御答弁した中に入っております。

○松岩委員

それから、各施設の大ホールの過去3年間の利用率についてですが、あえてこういう言い方をさせていただきま
すけれども、収支が均衡するにはどの程度の利用を見込まないといけないかをお答えいただきたいと思います。

○（生活環境）小山主幹

ホールの利用料金は基本料金のほかに、例えば興行があった場合、入場料金を幾ら取るか、そのほか施設の照明
とか音響とか、附属機器を利用することによって利用料金がかなり違ってきますので、条件によって違うこともご
ざいますので、一概にお示しすることはできません。

○松岩委員

それも確認ですけれども、今日の今日だから示せないのか、時間をかけて精査をすれば示すことは理論上可能な
のか、どちらですか。

○（生活環境）小山主幹

例えばモデルパターンでこういった形ではどうだろうかということでお示しいただければつくれると思います。

○松岩委員

それから、利用料金について、例えばですけれども、航空券の利用料金のように料金の変動性について昨年度検
討されたことはありますか。

○（生活環境）小山主幹

その件については検討したことはございません。

○松岩委員

それから、過去の議会議論で使用申込みの在り方について、オンラインでの予約を提案、私が質問しましたけれ
ども、その後の検討はどのようにになりましたでしょうか。

○（生活環境）小山主幹

オンラインの予約の提案につきましては、現在の指定管理者の期間が今年度で満了となりますので、来年度から
新たな指定管理者に変わる予定になっております。そういったこともありますので、来年度以降、新しい指定管理
者と検討していきながら考えていきたいと思っております。

○松岩委員

来年度はという言い方になったらあれなのですけれども、それは現時点では実施に向けての検討を考えるのか、
全くゼロベースで、さてどうしようかの検討を昨年度考えたのか、どちらですか。

○（生活環境）小山主幹

実際に取り入れていただくのは指定管理者なのですけれども、ただ、私どもとしては他市でそういった事例があ
るかというのは事前に調査しておきたいと思っております。

○松岩委員

昨年度、市はやる前提で来年度、新しい事業者にオンラインの申込みの導入をしてねという議論をしていたのか、
それとも全く指定管理者が変わるのでゼロベースで来年度から考えましょうというのを昨年度考えていたのか、ど
ちらですか。

○（生活環境）小山主幹

その件は、今年度ではなかったでしょうか。前年度でしたでしょうか。

○松岩委員

決算特別委員会なので、来年度どうしますかと聞けないのですけれども、昨年度どういう検討があったかというのを、私が昨年の議会で議論をしていましたので、その検討がどうなったかということです。

○（生活環境）小山主幹

大変失礼いたしました。

今の指定管理者にも意見などは聞いていまして、実際にやるとなったときには来年度になってしまうのですけれども、議会が終わった後に少し話とかはしていたのですが、まだ研究中というところまでです。

○松岩委員

研究中なのは、それは全くやるかやらないかゼロベースで、来年度また話合い、今年度話合いをするというのが昨年の議論経過ということですか。

○（生活環境）小山主幹

市としては、まず生活環境部で、先ほどと少し同じことになってしまいますけれども、他市で導入しているところを調べて、どういった経費がかかるかみたいなことも少し研究した上でというふうに考えております。

○松岩委員

時間が限られているので、今はやめたいと思います。

それから、市民会館の長寿命化改修です。これはどの程度の改修をして、その後、どの程度の使用を予定していますか。

○（生活環境）小山主幹

市民会館につきましては、小樽市公共施設長寿命化計画の中で第2期、令和13年度からの中で建て替えをするという計画で示しておりますが、それまで今の老朽化している施設を維持するために改修工事を行いまして、それを第2期までもたせるという形で考えております。

○松岩委員

それから、昨年度の利用実績から市民会館がなくなった場合、本市はどのような影響を考えますか。

○（生活環境）小山主幹

昨年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で臨時休館と定員の人数制限、主催者自体が自主的に事業を中止したという経緯がありますので、例年に比べて利用件数がかなり落ち込んだという実績があります。ただ、その中でも利用実態はあると考えております。

○松岩委員

それから、昨年度の実績から市民会館がなくなった場合、現状の施設利用状況でマリンホールの代替可能性についてどのように考えていますか。

○（生活環境）小山主幹

やはり毎年1,000人規模の大きな会議、団体の発表会、興行等もございますので、影響はあると考えております。

○松岩委員

それを維持する、その団体のためにやることに幾らぐらい予算を投下するかをてんびんにかけるというのが今後の議論になると思います。

それから、各施設については、リモート開催ができるようにするなど、あとは、その場でもそうですけれども、ネット環境の整備が必要かと思うのですが、施設整備はどのようになっていますか。

○（生活環境）小山主幹

現在はありません。

○松岩委員

例えば、昨年度は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などがあったと思うのですが、これで整備するという議論はなかったのですか。

○（生活環境）小山主幹

昨年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の中で検討したのが、主に施設の中の感染対策というもののメニューで優先させていただきました。ということで、前回、ネット環境設備の整備等の検討はいたしませんでした。

○松岩委員

検討していないのですか。

○（生活環境）小山主幹

先ほど申し上げたとおり、整備の検討はいたしませんでした。

○松岩委員

取りあえず分かりました。

◎勤労青少年ホームといなきたコミュニティセンターの使用状況について

次に、勤労青少年ホームといなきたコミュニティセンターの使用状況についてです。

同じような質問なのですが、勤労青少年ホームの体育館といなきたコミュニティセンターの体育館の過去3年間の利用件数と利用率をお示ください。

○（生活環境）勤労青少年ホーム館長

勤労青少年ホームの利用件数及び利用率についてですが、まず勤労青少年ホームでは青少年以外にも日中の青少年があまり使わない時間帯の有効活用のために、一般市民にも使用料を頂く形で使用いただいております、それを含めた全体の数字でお示しいたします。

まず、利用件数につきましては、平成30年度は599件、令和元年度が638件、2年度が505件となっております。

また、利用率につきましては、1日のうちで午前、午後、夜間という三つの時間帯に分けての開放という形になっておりますので、利用があった時間帯に対し開館日数を3倍した数字で割った率として求めておまして、平成30年度が69%、令和元年度が74%、2年度が69%となっております。

○（生活環境）小山主幹

では、いなきたコミュニティセンターの体育館の利用件数と利用率を御答弁させていただきます。

いなきたコミュニティセンターにつきましては、団体利用と個人利用がございしますが、利用率につきましては団体部分のみで御答弁させていただきたいと思います。

平成30年度、団体利用578件、利用率53.5%、個人利用1,347件。令和元年度ですが、団体利用512件、利用率47.4%、個人利用1,618件。2年度、団体利用498件、利用率46%、個人利用が552件となっております。

○松岩委員

あまりこの数字だけ見ると、コロナ禍で特に下がったという感じは受けないのですが、精査は後の議会で行います。

それから、勤労青少年ホームの収支状況について、過去3年間の状況をお示しいたきたいと思います。

○（生活環境）勤労青少年ホーム館長

勤労青少年ホームの収支につきましてですが、こちらは勤労青少年ホーム費とし、体育館のみならず本館も含めた全体の数字としてお示しいたします。

主な歳入につきましては、一般の利用者からの施設使用料に関する収入。一方、歳出につきましては、青少年ホームの会計年度任用職員の人件費、施設運営に関わる光熱水費、それから施設内の不備等を修繕する維持補修費、こういったものが主な経費となっております。

これを歳入と歳出のおおむねの数字で申しますと、平成30年度が歳入約136万円、歳出が約1,238万円。令和元年度につきましては、歳入が約143万円、歳出が約1,106万円。2年度が歳入が約237万円、歳出が約1,255万円となっております。いずれも歳入が100万円から200万円程度、歳出が1,100万円から1,200万円程度となっております。差額としましては歳出が1,000万円程度多いという状況になってございます。

○松岩委員

次に、いなきたコミュニティセンターも同じように収支状況をお聞かせください。

○（生活環境）小山主幹

では、平成30年度のいなきたコミュニティセンターの収入ですが、利用料金につきましては市の収入となっております。支出につきましては、指定管理料として2,667万4,000円、市に入ります使用料につきましては479万8,990円です。続きまして、令和元年度の指定管理料は2,702万8,000円、使用料は424万6,490円。2年度の指定管理料は2,761万4,030円、使用料につきましては294万1,900円となっております。

○松岩委員

これもあえてこういう聞き方しますけれども、それぞれの施設が過去3年間の利用率について収支が均衡するのはどの程度の利用が必要でしょうか。

○（生活環境）勤労青少年ホーム館長

勤労青少年ホームにつきましては、一般利用として使用料を頂く利用者もございますけれども、あくまで勤労青少年が優先的に無料で使用していただく施設ということで考えております。このため施設の目的を踏まえますと、青少年に施設を利用していただくほど収入は増えないという形になりますので、基本的に収支が均衡していくということはないのかというふうに考えております。

○（生活環境）小山主幹

いなきたコミュニティセンターの件につきましては、先ほどの市民会館と同様の答弁になりますが、会議室等の利用料金は、ホールの使用料のほかには施設の附属設備等の料金がございまして、先ほどと同じように料金がかなり異なってくることから、条件的に変わってくると思っております。

○松岩委員

それから、料金の設定についてはそれぞれどのように決まりますか。

○（生活環境）勤労青少年ホーム館長

勤労青少年ホームでは、青少年の利用は無料でございまして、一般利用者から頂く分として、部屋ごと及び時間帯ごとに算出しまして、勤労青少年ホーム条例の中で定めております。このうち体育館の算出根拠といたしましては、この条例の制定の際に、道内主要都市の金額の平均単価を用いまして、それを踏まえて算出している経緯がございまして。

この単価につきましては、使用料・手数料の見直しが4年ごとに行われるときに、その見直し等を行うタイミングがありまして、そのときにはそういった形で検討いたしますけれども、直近の令和元年度の見直しのときには金額は変わってございません。

○（生活環境）小山主幹

料金の改定につきましては、勤労青少年ホームと全く同じ扱いになっておりまして、人口10万人以上の都市の同様の施設の料金の調査を行いまして、料金を見直しをしたものでございます。

○松岩委員

最後の質問をします。

総合体育館に勤労青少年ホームの機能を複合化させるほうが利用者の利便性と総合体育館の充実の視点から、私は最も望ましい形ではないかと考えているのですが、昨年度の勤労青少年ホームの利用者の方から公共施設再編の意見を募った際には、複合化の意見はなかったということが先日の公共施設の再編に関する調査特別委員会で示されました。

しかしそれは、そのようなことが可能であるということが示されていなかったために、市民から意見が出にくかったのではないかと私は考えていまして、これはある種の世論誘導ではないかと考えています。所管として総合体育館に勤労青少年ホームを複合化することは、昨年度どのように検討されましたか。

○（生活環境）勤労青少年ホーム館長

勤労青少年ホームにつきましては、公共施設長寿命化計画の中で第二期での統合化または複合化という形になりましたけれども、令和2年度の段階では特に総合体育館への複合化ということを検討した実績はございません。

○須貝委員

◎医療扶助費・介護扶助費について

まず、医療扶助費と介護扶助費についてお話しします。

この件に関しましては、令和元年決算特別委員会でも取り上げました。御承知のようにこの生活保護における医療扶助のウエートは大変大きいと。また、近年は高齢化に伴って介護扶助の増加も見られるということで、この件について議論させていただきたいと思います。

まず医療扶助に関してですけれども、令和2年度の決算についてお示してください。

○（福祉保険）生活支援第1課長

令和2年度の決算についてでございますけれども、延べ受給世帯数につきましては、3万7,826世帯、延べ人数4万4,821人、医療扶助額40億3,334万2,912円となっております。

○須貝委員

経年推移ということでお聞きしたいのですけれども、今、令和2年度をお示しいただきましたが、10年前、5年前、そして2年度ということで、実数と扶助費に占める割合をお聞かせいただけますか。

○（福祉保険）生活支援第1課長

まず平成22年度につきましては、延べ受給世帯数が4万1,160世帯、延べ人数5万4,061人、医療扶助額44億5,435万3,849円、扶助費に占める医療扶助費の割合につきましては50.5%となっております。

続きまして、その5年後の27年度につきましては、同様に延べ受給世帯数4万976世帯、延べ人数5万1,567人、医療扶助額44億3,654万2,088円、扶助費に占める割合につきましては53.4%。

それから、令和2年度は、先ほど決算数字を申し上げましたが、2年度の扶助費に占める医療扶助費の割合につきましては55.7%となっており、過去の推移からしますと、やや増加傾向にございます。

○須貝委員

これは2年前にもお話を聞いて、約56%という記憶があります。全国が大体50%と言われているので、やはり小樽市は少し高いのだろうなという認識を確認しました。

少し中身をお聞きしたいのですけれども、本市の医療扶助費の場合、ほかの保険医療と比べて、例えば全国健康保険協会であるとか、国民健康保険であるのか、こういったところと比べて何か病気での違いとか、傾向はありますか。

○（福祉保険）生活支援第1課長

まず、令和元年度に生活保護のレセプトをもちまして、民間委託によります調査を行いました。その中で疾病別の統計の中で申し上げますと、上位に占めますのが統合失調症など精神疾患に関わるもの、それから、その他の神経系の疾患、さらには脳梗塞などが上位を占めております。

また、生活支援課で毎月、統計を取っておりますけれども、そちらの中で外来患者に占める割合が92.63%、それから、入院患者に占める割合が7.37%となっております。

また、他の医療保険との比較の部分でございますけれども、例えば国民健康保険に少し確認してみたのですが、疾病の傾向としましては、やはり生活保護と同様に統合失調症が上位を占めて、そのほかに糖尿病ですとか高血圧などが順になっているようでございます。

○須貝委員

私が全国の医療扶助費に関して、いろいろと文献とかレポートを読みまして、これで言いますと、精神疾患がやはり多いのだということ。それから、この精神疾患はほかの医療保険と比べて長期入院が多いことが大体多くに書かれてますけれども、小樽市の傾向は、これと同じでしょうか。

○（福祉保険）生活支援第1課長

先ほど申し上げましたレセプトの分析結果の中の部分のお話になりますけれども、入院の疾病別の医療費合計額の上位について申し上げますと、精神及び精神行動の障害という部分で約3億7,900万円、続いて、その神経系の疾患、自律神経の部分ですとかいろいろございますけれども、それで約2億6,200万円、合わせると6億4,100万円ぐらいになります。これは全体の28.3%を占めますので、続いて循環器疾患が4億800万円です18%ぐらいを占めることになりますので、やはり精神に関わる部分の支出は多いのかというふうには思います。

また、患者1人当たりの医療費について申し上げますと、精神疾患系で1人当たりの医療費の平均が約71万1,000円、循環器系だと約51万9,000円となっておりますので、やはりやや精神疾患系のほうが高くなっているのかという傾向が出ているかと思えます。

○須貝委員

大分詳しくお示いただきまして、ありがとうございます。

ただ、今、精神疾患系が約71万9,000円、それから循環器疾患が約51万9,000円というお話がありましたけれども、これはやはり精神疾患系の方の場合には、長期入院でエンドレスと言ったら変なのですが、そういうケースが多いのかというふうに書かれておりました。やはりこれらの課題の解決のためには、こういった生活保護受給者の方々の健康管理と、それから、この扶助の適正化が必要なのかというふうに考えるのですけれども、こういった生活保護受給者の方々の健康増進を支援する取組は、何か捉えていますか。

○（福祉保険）生活支援第1課長

取組といたしましては、生活保護受給者の方につきましては、40歳以上の方については健康増進法に基づきます健康診査の対象となります。健康診査結果に基づく保健指導は、その中で特定保健指導に準じて実施されるという枠組みで行われておりますので、糖尿病とかの生活習慣病の早期発見ですとか、早期治療に効果的であるということもございまして、保健所と連携しながら健康診査の受診や保健指導の勧奨などを生活保護受給者の受診率向上に向けて取組を進めているところでございます。

○須貝委員

ちなみにですけれども、その健康診査を受診されるケースはありますか。

○（福祉保険）生活支援第1課長

受診される方はいらっしゃると思いますが、その率はなかなか思うようには伸びていないのですけれども、各担当者からも呼びかけをしながら受診者の数を少しずつ上げていくように努力しているところでございます。

○須貝委員

それと、先ほどのその精神疾患系の方の長期入院の件を側面から見た場合に、そういう方々を日常生活へ復帰させるための仕組みとか、働きかけとかは何かされていますか。

○（福祉保険）生活支援第1課長

精神疾患で入院されている方につきましては、やはりこれも退院の促進という部分などに関わるかもしれないのですけれども、その退院促進という部分ではなかなか難しい部分がありますので、我々としても長期入院になっている方の入院の必要性などにつきましては、医療機関から意見を聞いたり、あと、市で配置しております嘱託医がおりますので、そういった嘱託医と協議しながらその必要性について判断しているところであります。

あと実際にその退院促進策ということであると、入院はもう必要がなくなって、できるだけ早く自立したいという方については、それぞれ障害を担当されている施設、いろいろな機関がございますので、そういったところと協議しながら、退院できる方についてはできるだけ早く社会生活に戻れるような取組も、個別ではありますけれども、しているところではあります。

○須貝委員

それでは、一般的に福祉事務所において、この生活保護受給者の方々の健康の状態や治療の全体像を把握する必要があるのだらうと思っています。健康管理の対策については、先ほどお示しいただきましたけれども、例えば頻回受診への対策とか、重複調剤や退院促進策、それからジェネリック医薬品の使用促進策についてはどのようなことを捉えていますか。

○（福祉保険）生活支援第1課長

まず福祉事務所としまして、先ほど申し上げたように令和元年度に実施したレセプト分析なども通じまして、そういったものも参考にしながら全体像の把握には努めていきたいというふうにはまず考えています。

続きまして、頻回受診への対策でございますけれども、国の通知などもございまして、頻回受診対策というものを行っています。具体的に申し上げますと、同一の診療科目で1か月当たり15日以上受診をしているケースを抽出しまして、そういったケースが3か月以上、3か月の通院回数が40日以上になる場合に頻回受診だと定義されているものですから、そういった方がいらっしゃる場合には、主治医とか先ほど申し上げた嘱託医との協議を踏まえて、必要があれば改善の指導をしているところでございます。

それから、重複調剤については生活支援課の医療係にレセプト点検員を配置していますので、レセプト点検員が毎月のレセプトの中からいわゆる重複調剤の疑いがあるものを抽出しまして、それを各担当者に連絡し、医療機関と調整をしたりする中で重複と認められるものについては改善するよう、これも指導をしているところでございます。

それからジェネリック医薬品の部分でございますが、これにつきましては、毎年4月に各世帯にジェネリック医薬品についてのお知らせをお持ちして、まずそれで説明をして、基本ジェネリック医薬品を使ってくださいという話をしているところであります。実際に小樽市のジェネリック医薬品の使用率につきましては、令和元年6月分の審査分で85.3%、それから令和2年6月で85.4%と0.1ポイント上昇していることから、今後とも使用促進の取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○須貝委員

それでは、今度は介護扶助費についてお聞きしたいと思います。同じく令和2年度の決算についてお示してください。

○（福祉保険）生活支援第1課長

令和2年度の決算について申し上げます。まず延べ受給世帯数1万1,048世帯、延べ人数1万1,472人、扶助額1億7,427万5,577円。扶助費に占める割合につきましては2.4%となっております。

○須貝委員

割合をお示しいただいたのですけれども、それでは経年推移ということで、10年前と5年前とお聞かせいただけますか。

○（福祉保険）生活支援第1課長

10年前の平成22年度から申し上げます。同様に受給世帯数7,849世帯、人数8,079人、介護扶助額1億7,494万6,528円、扶助費に占める割合2.0%。5年前の27年度、同様に受給世帯数9,943世帯、延べ人数1万279人、介護扶助額1億8,283万7,365円。扶助費に占める割合2.2%となっておりますので、先ほどの医療扶助費と同様に微増傾向にございます。

○須貝委員

やはり高齢化に伴って、人数が多くなってきたのだなど。金額については令和2年度が少し減っているように見えますけれども、割合も高くなってきているというところだと思います。

それで、これは8月21日の日本経済新聞で介護給付額減少に対する取組が報道されて、なるほどなと思って見ていたのですけれども、近隣では石狩市が11%減少させたと出ていました。そこにはやはり介護予防につながる独自メニューの開発とか工夫がされていたと思うのですけれども、先ほどの質問と一緒になるかもしれないですが、この介護給付を受けられている方々の日常生活、それから社会生活自立への取組といったものを、本市としてはどのようなものを行っていますか。

○（福祉保険）生活支援第1課長

それぞれの要介護・要支援等で介護サービスを利用して、自立しながら生活されている方もいらっしゃいますし、むしろ今、逆に委員がおっしゃるように、そうなる前の部分での手だてがどうなのかという部分だと思いますので、その辺りににつきましては、生活保護受給世帯の方についてもそういった意識がなかなか少し薄い部分も、弱い部分もあるのかというふうにも思います。これについては、やはり介護が必要になる状態を予防することによって、いわゆる生活の質や自立した生活への足がかりにもなりますので、本市で実施しています各種介護予防事業などの周知なども担当課と連携を図りながら進めてまいりたいというふうには思います。

○須貝委員

繰り返しになりますけれども、この事業は生活弱者の方々にとって大変重要であることは重々承知しています。

しかしながら、やはり冒頭にも申したように、その一般会計に占めるウエートも大変大きくて、母数が多いので、0.1%や1%の改善は本市にとって非常に大きなインパクトがあると思っています。今後ともぜひ知恵を絞って、全力でこの適正化でしょうか、改善にまた努めて、御尽力いただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

◎母子生活支援施設相愛の里について

次に、母子生活支援施設相愛の里についてお聞きしたいと思います。

私も昨年、視察をさせていただき、以来強い関心を持っていた施設であります。

まずは、決算についてお聞きしたいと思いますけれども、その前に母子生活支援施設の役割とか機能とか、こういったものについて少しお示しいただけますか。

○（こども未来）こども福祉課長

母子生活支援施設でございますけれども、こちらにつきましては児童福祉法に基づく児童福祉施設でございます。18歳未満の子供を養育している母子家庭、または何らかの事情で離婚の届けができないなど、母子家庭に準ずる家庭の母親と子供が入れる施設でございます。

施設といたしましては、母子世帯も様々な生活問題に対応し、子育てや生活支援、就労支援を含めた世帯の自立支援を行うほか、夫の暴力や虐待から避難する一時保護施設としての役割や機能を持っているものでございます。

○須貝委員

それでは決算説明書には、延べ61世帯。それから事務執行状況には4世帯10名とありますけれども、現状はどのようなになっていますでしょうか。

○（こども未来）こども福祉課長

現状も同じく4世帯10名の母親と子供が入所されております。

○須貝委員

それでは施設の状況をお聞きしたいのですけれども、居住空間と浴室、集会所というのでしょうか、こういうのがあると思うのですが、それぞれの築年数と状況をお聞かせいただきたいと思います。

○（こども未来）こども福祉課長

まず施設の敷地内には、木造平家建ての居室、そのほか保育所が併設されているのですけれども、事務棟と集会室兼学習室と共同浴室がございます。

それぞれの築年数を申し上げますけれども、居室は一部火事になったりして建て替えとか、そういうのもございますが、一番新しい居室で築15年、一番古いところになりますと築79年でございます。続きまして、事務棟は築42年、集会室は築34年、共同浴室は築31年でございます。

○須貝委員

それでは、職員の配置状況についてお聞かせください。

○（こども未来）こども福祉課長

施設側の職員ですけれども、まず施設長が1名、母子支援員が2名、少年指導員兼事務員が1名、あと保育士が1名で常勤が5名でございます。あと、非常勤で嘱託医が1名いらっしゃいます。

○須貝委員

施設の運営費として、国と道からそれぞれ入っている約2,483万4,000円というのがありますけれども、これの使途はどのようなになっていますか。

○（こども未来）こども福祉課長

こちらの運営費でございますけれども、大半につきましては職員の人件費、施設の維持費、そのほか例えば入所者のクリスマス会とか、そういう入所者の福利厚生といいますか、そういう費用が大半でございます。

そのほかに入所されている子供が、小学校や中学校などに入学する際の入進学支度金、そういうものも計上してございます。

○須貝委員

国と道から負担金が入っていますけれども、小樽市としてこの施設に対する支援はどのようなものをされていますか。

○（こども未来）こども福祉課長

先ほど須貝委員がおっしゃった約2,483万4,000円の中に、国や道の負担金が入っておりまして、そこを差し引くと市としても一般財源として425万3,000円ぐらいになるかと思いますが、そちらは出しているところです。それ以外という意味での金銭的な支援はしていないところでございます。

あと、金銭的ではないですけれども、当然入所者の抱えるいろいろな問題とかを解決するという部分で、市もいろいろな部署がございますので、そういう部分は日々連携しているところでございますし、母子世帯で居住先とかを探していいらっしゃるような世帯があれば、こういう施設がありますよという御紹介をさせていただいております。

○須貝委員

それでは、広域利用者の確保とか推進策は捉えていますでしょうか。

○（こども未来）こども福祉課長

現在、道内ですと九つの母子生活支援施設がございます。その施設などで構成する北海道母子生活支援施設協議会というものがございまして、そちらで歴史ですとか、こういう施設がありますよとかという、冊子を作成して、道内の福祉事務所とか、そういうところにはお配りして施設を紹介していただいていると。相愛の里独自でも、しおりなどを道内の自治体ですとか、あと児童相談所にもお配りしているというふうには聞いています。

○須貝委員

それでは、子供の学習支援は、何か行っていますか。

○（こども未来）こども福祉課長

先ほどの職員の配置の部分で少年指導員を御案内したところですが、この少年指導員は学習支援とか、要は放課後に集会室などにいらっしゃる子供に宿題を教えるとか、そういう支援だとかはしていただいているところ です。

○須貝委員

私も施設を見たときに、一番古いところを拝見したのか、先ほどのお答えで築79年というようなところを示されました。全国の二百十幾つの施設の一覧で、民間経営の施設で築60年以上が1か所だけあったのですけれども、これはまさしく小樽市のこの相愛の里なのかというふうに今思っています。

それで、この施設の改修計画は、社会福祉法人小樽相愛会に任せ切りという感じでしょうか。

○（こども未来）こども福祉課長

こちらにつきましては、まず施設の改修とかという部分になりますと、まず実施主体は、やはり運営法人である社会福祉法人小樽相愛会になるものなのですけれども、これまでも主導とか監督の権限を持つ北海道ですとか、運営法人と小樽市の三者でこれまで話し合いは行っているところでございます。

○須貝委員

この施設の改修に備える目的の積立金とか基金は存在するのでしょうか。

○（こども未来）こども福祉課長

こちらにつきましては、法人の所管ではあるのですけれども、伺ったところ改築に特化しているわけではないのですが、積立金はあると。ただ、改築となると相当な費用がかかるものですから、そういう意味で考えるとかなり状況は苦しいというふうに伺っております。

○須貝委員

直近で結構ですので、ここまでの施設を改修した実績というか、状況はどのようになっていますでしょうか。

○（こども未来）こども福祉課長

実際に入居されている居室でお答えさせていただきたいと思います。こちらにつきましては、大規模なもので申し上げますと平成12年度に外壁の張り替え、屋内の電気配線とかの工事、あとトイレの水洗化、大きく申し上げますとこの三つの大規模な改修をやってございます。

○須貝委員

最後に、この施設を運営するに当たっての課題は、市はどのように捉えられていますか。

○（こども未来）こども福祉課長

先ほども申し上げましたけれども、やはり改築などになりますと相当な費用がかかるという部分で、運営法人もかなり資金面の確保とか、あと実際どういう施設、母子生活支援施設だけにするのか、例えば全国的にはショートステイだとか、そういう機能を持った施設とかを造っている、そういう部分をどういうふうに運営していくかという部分が課題なのかというふうに考えてございます。

ただ、いろいろな課題や問題がある中で、法人のほうでも、まだなかなか方向性が定まっていないという部分で

ございまして、過去にも少し本会議などで市長から答弁させていただいておりますけれども、改築や存続も含めて、法人の考えを伺った上で、市としてどのような支援がしていけるかというのは引き続き考えていくことになると思っております。

○須貝委員

以前、日本共産党の丸山委員がこの問題を厚生常任委員会でお話ししていました。私もやはりこの施設については、実際に目で見るとかなり改修の必要性も感じますし、何よりこの施設自体が重要施設であると認識しています。

いろいろと問題もありますので、また機会を改めて取り上げさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎橋梁長寿命化事業について

次に、橋梁長寿命化事業について議論させていただきたいと思います。

これも令和2年決算特別委員会でもお話ししましたが、最近になって、また国道の緊急輸送道路の耐震化の遅れとか、本市でも忍路の二俣橋が陥落したなどということもありました。やはりこの橋の危機というのは、静かに進行しているのかと思ひまして、今年の決算特別委員会でもまた本市における橋梁長寿命化事業の進行状況と対策について議論をさせていただきたいと思っております。

まず状況の確認をさせていただきたいと思うのですが、昨年のこの決算特別委員会のときの私に対する答弁で、本市が管理している橋が136橋あって、長寿命化をする予定の橋が36橋であるというようなお話をいただきましたけれども、この現状、予定について変更があるのか、このままなのかお答えいただけますか。

○（建設）建設課長

橋梁長寿命化事業の現在の状況についてお答えいたします。令和3年3月現在で本市が管理する橋梁数は137橋あり、橋梁長寿命化修繕計画に記載の橋梁数は51橋です。内訳といたしましては、修繕済みの橋梁数が6橋で、修繕等予定の橋梁数が44橋、撤去予定の橋梁数が1橋となっております。

○須貝委員

昨年の決算特別委員会から少し数が増えたということですが、長寿命化の予定が50橋ということですが、この50橋の選定基準はありますか。

○（建設）建設課長

橋梁長寿命化修繕計画に記載する橋梁の選定基準についてでございますが、まず点検の実施をしてございます。橋梁の点検を実施した上で、点検結果に基づいて健全度の判定を行い、その健全度はⅠからⅣまでの4段階に分かれていますけれども、そのうちⅢ及びⅣと判定された橋梁について、橋梁長寿命化修繕計画に追加で記載しているものでございます。

○須貝委員

というお話なのですが、これは資料で137橋全部拝見させていただいて、今のお話ですと判定区分でⅣが1橋、そしてⅢが18橋で合計19橋なのですが、これ以外の31橋はどのように選定されたのですか。

○（建設）建設課長

健全度がⅢ及びⅣの判定区分以外の橋梁につきましては、判定区分がⅡであっても予防保全という形で計画に記載している場合もございます。

○須貝委員

随分驚いたのですが、50年以上の橋が全部で45橋あると。これを見ますと中には約100年の橋が三つあるのです。こういう橋は、今回の橋梁長寿命化修繕計画には含まれていますか。

○（建設）建設課長

建設年数が50年を超えている橋梁は、令和3年3月の時点で45橋ございます。そのうち計画に記載してござい

す橋梁数は29橋になります。残りの橋梁につきましては、計画に記載してございません。

○須貝委員

計画に入っていないということで、健全度がまだそこまで逼迫していないのだろうと。本当に見て94年でも判定区分でいうとⅠとかとなっていますので、すごいなというふうにはお見受けしたのですが、分かりました。

それでは、昨年の答弁でもう一つ、PCBの調査対象が6橋あって、3橋が調査済みというふうになっていましたけれども、残りの3橋についてはどのようになっていますでしょうか。

○（建設）建設課長

残りの3橋につきましては、今年度中に調査する予定でございます。

○須貝委員

令和2年度の事業ですけれども、4橋をやって事業費が約2億2,000万円、そして約1億500万円を令和3年度へ繰越しとなっていますけれども、この繰越しの理由についてお示しいただけますか。

○（建設）建設課長

この繰り越した理由につきましては、小樽内橋解体撤去工事におきまして、令和3年2月15日から17日にかけて大型低気圧の接近により河川が増水したため、工事資材の一部が損傷し、年度内に完工できないという見込みとなったことから、繰り越したものでございます。

○須貝委員

それでは、長寿命化を予定する橋が50橋ということですが、これらの工事が完了する予定はいつなのでしょうか。

○（建設）建設課長

現在の橋梁長寿命化修繕計画の計画期間は令和6年度までとなっております。したがって、橋梁の修繕も令和6年度までに終わらせる見込みとしてございます。

○須貝委員

では36橋、一応令和6年度を目指すということです。

少し組織の話になりますけれども、本市の建設部の中で、橋が専門の土木技術者はいらっしゃるのでしょうか。

○（建設）建設課長

橋専用の土木技術者は、おりません。

○須貝委員

それでは、冒頭に申し上げました国道や道道の市道以外のところの橋の改修化の遅れが今、日本国内で言われているわけですが、まず小樽市において国管理の橋、道管理の橋は幾つあるのか。そして、長寿命化をしている進捗状況が分かれば、お聞かせいただきたいです。

○（建設）建設課長

この件につきまして、国及び北海道に問合せいたしましたが、公表されている資料以外の資料につきましては、お出しいただけないということで、現在は、手元に資料がない状況で、お出しすることができません。

○須貝委員

そうですか。私が見た報道では、結構細かく進捗率何%と見たのですが、小樽市としては把握していないということですが、やはり今、災害に備えるためにも、そういう命のインフラの基幹道路を守るためにも、どういった橋があって、幾つあって、状況がどうなのかは、やはり国道であろうが、道道であろうがきちんと把握だけはしていただきたいということをお願いを申し上げたいと思います。

いろいろと文献等を見ていきますと、一般的にこの問題はやはり最終的にはメンテナンスサイクルをしっかりと確立することが必要なのだと。御承知だと思いますけれども、点検・診断・措置・記録です。これをしっかりと確立

するのだということですけれども、本市においてこのメンテナンスサイクルに対してはどのような考えで、姿勢で取り組まれていますか。

○（建設）建設課長

本市におけるメンテナンスサイクルを回す仕組みにつきましては、橋梁長寿命化修繕計画におきまして、定期的に橋梁の点検を実施することにより、その諸状況の把握に努めることや、点検結果に基づきまして橋梁の長寿命化の見直しを随時行うことで、適切な維持管理に努めることとしてございます。

○須貝委員

少し頼りない答弁なのですけれども、分かりました。しっかりこのメンテナンスを。

先ほどもお聞きしましたがけれども、橋の専門家の方がいらっしゃらない小樽市で136もの橋があつて、さらに国道、道道の橋もあると。多分30橋ぐらいずつあるのかと想定しているのですけれども、この状況でやはりきちんとこういったメンテナンスサイクルを頭の中において、ぜひお願いしたいと思います。

公園費については、また次回、建設常任委員会で、少しお話をさせていただくということで、私からはこれで質問を終わらせていただきたいと思います。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

立憲・市民連合に移します。

○中村（誠吾）委員

◎扶助費の不用額について

最初に、扶助費の不用額についてお聞きします。

市長の提案説明において、民生費の不用額8億1,875万7,499円の主な理由として、生活保護費の減少ということでありました。前年度の実績などを踏まえ、予算を作成しているとはもちろん思いますが、決算書では生活保護費が4億789万3,769円の不用額が生じているのです。これは生活保護費全体の約5%に値する額なのです。

それで、扶助費の項目ごとに比較すると、多少の増減はありますけれども、医療扶助費のみ大きく減少しています。ここ数年では生活保護受給世帯が減少傾向にあるとは聞いているのですが、この新型コロナウイルス感染症による失業者が増え、生活保護を必要とする人は増える可能性を秘めている中で、これだけの不用額が生じることは不自然に思います。

そこで、新型コロナウイルス感染症による影響について質問させていただきますが、まず令和2年度における生活保護受給世帯数等は、元年度と比べてどのぐらい増減していますか。

○（福祉保険）生活支援第2課長

中村誠吾委員の質問にお答えさせていただきます。生活保護受給世帯数につきましては、年度末時点の数字で申し上げますと、令和2年度末は3,434世帯、元年度末は3,531世帯となっており、97世帯減少しております。

○中村（誠吾）委員

やはり減っている。

令和2年度における生活保護に係る相談件数、新規申請件数、廃止件数について、令和元年度と比べて、その増減についてお聞かせください。

○（福祉保険）生活支援第2課長

相談件数につきましては、令和2年度552件、元年度の591件から39件減少しております。

新規申請件数につきましては、令和2年度294件、元年度の349件から55件減少しております。

廃止件数につきましては、令和2年度350世帯、元年度の392世帯から42世帯減少しております。

○中村（誠吾）委員

私も皆さんの仕事を見てきたほうですから、この日々のケースワーカー業務に加えて、今はこのコロナ禍の中、気を遣いながら平時とは違う形での業務を行っているのを認識しています。職員の皆さん、大変苦勞されているなと思っているのです。そのような中、当たり前になってしまったのだけれども、訪問などの外勤を控えるなど、試行錯誤しながら業務に当たられているのは分かっているのですが、この間市としては何か特別な段取り、取組を行ってきましたか。

○（福祉保険）生活支援第2課長

緊急事態宣言期間中につきましては、厚生労働省の通知に基づきまして、外勤業務は緊急対応を要するものに限りました。保護世帯の定期訪問調査は延期して、電話連絡により生活状況を把握することに努めました。

また、緊急事態宣言期間中は、通常業務を行っておりますが、感染拡大防止の観点から短時間の面談を心がけ、また、病院・高齢者施設等から訪問を断られる場合もあります。そういった場合には、施設職員から生活状況を聞き取りするなど工夫を凝らしました。

コロナ禍における生活保護受給者の生活実態の把握に努め、必要な助言・指導を行っている次第でございます。

○中村（誠吾）委員

やはり、そういうことが起きています。

それで、変な話ですが、報道等では逆に、うがいや手洗い、マスクをするおかげで、インフルエンザにかかった人が、極端に低くなったという報道があります。先ほどもどなたか質問していたけれども、この新型コロナウイルス感染症の拡大により、生活保護受給者が定期受診等を見送っているのではないのか、そのような要因があればどのように分析されていますか。

○（福祉保険）生活支援第2課長

生活保護受給者の医療扶助人員につきましては、令和2年度と元年度を比較して申し上げますと、外来患者につきましてはの延べ人数は、2年度4万1,516人で、元年度の4万3,629人から2,113人、約4.8%減少しております。

新型コロナウイルス感染症が市内でも広まり、緊急事態宣言が発令された令和2年4月以降、3密の回避や不要不急の外出の自粛などの継続した行動制限の影響により、受診控えをした受給者が多くいたこと、また、感染防止のためマスクをするようになったことなどから、インフルエンザによるリスクも減り、結果として受診回数の減少につながったのではないかと考えております。

○中村（誠吾）委員

やはり現場を持っている皆さんにお聞きすると現実に起きているのです。

それで、この項の質問の最後ですけれども、実は生活保護費の中で扶助費の不用額が4億87万9,720円、確かそうだと思うのだけれども、不用額として発生したことについて、令和2年からの現状を、ここまで来て小樽市としてどのように分析されていますか。

○（福祉保険）生活支援第2課長

不用額が発生した大きな要因といたしましては、医療扶助費の減少によるものと考えております。

医療扶助費の予算は、生活保護受給世帯の見込みや過去の実績等を考慮し、入院・手術などの高額医療費や感染症の流行などによる臨時的支出にも柔軟に対応できるよう計上している次第でございます。

令和2年度の医療扶助費が減少した要因としましては、生活保護受給世帯数の減少もありますけれども、新型コ

コロナウイルス感染症の拡大により外来患者が受診を控えたことや、2年度の入院患者延べ人数が元年度より10%以上も減少し、また、医療費の高額な入院患者も大きく減少したことなどが考えられます。

また、先ほどの答弁とも重なりますが、インフルエンザなどの感染症が流行しなかったことも医療費の減少につながったものと推測しております。

○中村（誠吾）委員

次の質問に移る前に認識としては、そうなのです。生活保護費の医療扶助費関係に関しては、現部もそして財政部も手堅く見積もっていかなければ足りないとか、そのような緊急の状態にならないようにしなければならない。

そして、インフルエンザなどがはやると扶助費などは一遍に吹っ飛ぶと言ったら悪いけれども、そういうことでコロナ禍なのですが、しっかり今後も見積もっていただきたいと、足らざらないように頑張っていただきたいと思っています。

◎臨時市道整備事業費について

次に、臨時市道整備事業費についてお聞きします。

私はこれまでも市道の現状について、その維持管理の充実や更新の必要性を感じて何回か質問をさせていただいてきました。そして、議論をさせていただく中で見えてきているのは、厳しい財政状況の中にあっても、限られた予算の中で、日々苦勞されている担当の職員の皆さんの姿は分かっているのです。改めて敬意を表します。

先ほど来、須貝委員から橋梁の話もありましたが、市民の皆さんが安心して生活していくことができるための、社会インフラの整備でありますので、その必要性の観点から改めて確認させていただきたいのです。令和2年度各会計決算説明書の6ページに記載されていますが、令和2年度主要事業として第7次小樽市総合計画の「まちづくり 6つのテーマ」等に基づいて、本年度実施した主な事業が記載されているのですけれども、この中の11ページに「4 生活基盤が充実した安全で暮らしやすいまち（生活基盤）」と記載がありまして、その①臨時市道整備事業費と⑦ロードヒーティング更新事業費に関してなのです。

初めに臨時市道整備事業費の平成28年度から令和2年度の5年間の予算額及び決算額についてお聞かせください。

○（建設）建設課長

臨時市道整備事業費の予算額につきましては、平成28年度が3億6,000万円、29年度が3億6,000万円、30年度が3億5,000万円、31年度が3億5,000万円、令和2年度が3億5,000万円となっております。

続きまして、決算額につきましては、平成28年度が3億2,410万円、29年度が3億1,449万円、30年度が3億380万円、令和元年度が3億2,290万円、2年度が3億1,970万円となっております。

○中村（誠吾）委員

端的に聞きますけれども、この差額が不用額として計上されているのですか。

○（建設）建設課長

おっしゃるとおり、不用額として計上してございます。

○中村（誠吾）委員

それで、先ほど公明党の松田委員からもあったのですが、少し重なって悪いのだけれども、市道に関しての苦情の件数、市民の声というか、この平成28年度から令和2年度までの5年間の推移をお知らせください。

○（建設）維持課長

過去5年間におきます夏場において、市民の皆さんからいただいた道路に関する、いわゆる市民の声の推移でございますけれども、平成28年度は2,133件、29年度は2,223件、30年度は2,127件、令和元年度は1,808件、2年度は1,852件となっております。

○中村（誠吾）委員

それで苦情の中で、特に多いものは何ですか。

○（建設）維持課長

夏場における市民の皆様からの御要望の中で、特に多い御要望についてでございますけれども、まず舗装の破損や側溝、ますの補修に関する御要望が多く、路面清掃や草刈などの御要望も多い状況でございます。

○中村（誠吾）委員

こういうふうに言っても身も蓋もないのだけれども、非常に多くの苦情が寄せられていると認識せざるを得ないのですが、もちろん緊急性の高いものは、当然、穴が開いていて道路に落ちたら大変なので、それは当然なのだけれども、維持補修工事としてすぐに実施されると考えるのです。そういうふうに見ていますから。

ですが、抜本的に整備が必要になるもの、大きくなったり必要になった場合には、これは臨時市道整備事業費の対象路線になる仕組みとなっているのですか。

○（建設）建設課長

施工規模が小さい場合や、緊急性が高い場合は維持補修工事として実施しておりますが、施工規模の大きい場合や計画的に整備する必要がある場合につきましては、臨時市道整備事業の対象路線としてございます。

○中村（誠吾）委員

次年度に行くのですね、結局。

そこで、先ほど聞きましたこの不用額なのですけれども、当初計画にない路線の整備に充てることはできないのですか。

○（建設）建設課長

臨時市道整備事業の財源といたしましては、おおむね市債と一般財源になりますが、このうち市債に関しましては、当初計画による路線について起債申請してございまして、基本的には計画以外の路線の工事に財源として充当できないため、当初計画にない路線を追加で整備することは、財源の関係からも困難と考えております。

○中村（誠吾）委員

当初計画に記載されていない路線は施工できないのだと。今どうしても、これ以上聞いても仕方ないのだけれども。

そうであれば、素人考えで申し訳ないのだけれども、当初計画に記載されている路線で、そこを次年度以降も継続して整備する路線を少しでも早めてしまう、進めてしまうのです。そして、次年度に新たな路線に着手できるように進めることはできませんか。

○（建設）建設課長

不用額を活用し、追加で整備することにつきましては、不用額の確定がおおむね9月以降となり、その後に工事を発注した場合は、冬期の雪が降っている期間に施工することになります。冬期の施工につきましては、夏期と比較いたしまして、工事費が増加することや、厳しい気象条件により現場管理が困難になることなど問題が多いことから、発注を見送っているところでございます。

○中村（誠吾）委員

まずは、この場では現実として理解せざるを得ないので、分かりましたというか、まず現実を理解します。

◎ロードヒーティング更新事業について

次に、ロードヒーティングの更新事業なのですけれども、これも同じなのですが、ロードヒーティング更新事業費の平成28年度から令和2年度のこの5年間の予算額及び決算額をお知らせください。

○（建設）建設課長

ロードヒーティング更新事業費の予算額につきましては、平成28年度1億1,750万円、29年度1億3,250万円、30

年度1億3,300万円、31年度1億4,500万円、令和2年度9,800万円。

続きまして、決算額につきましては、平成28年度3,995万円、29年度4,911万5,400円、30年度5,954万7,000円、令和元年度8,228万3,000円、2年度1,630万円となっております。

○中村（誠吾）委員

やはり予算額に対して決算額に大きな開きがあると認識するのですけれども、そうすると現実どこをやったのかの話を聞かなければならない。

平成28年度から令和2年度の5年間の予算時にやろうとした路線数と、決算時の路線数についてお聞かせください。

○（建設）建設課長

予算時の路線数につきましては、平成28年度3路線、29年度3路線、30年度3路線、31年度3路線、令和2年度3路線となっております。

決算時の路線数につきましては、平成28年度2路線、29年度2路線、30年度2路線、令和元年度2路線、2年度1路線となっております。

○中村（誠吾）委員

今の答弁をお聞きますと、平成28年度から令和元年度までが1路線、2年度が2路線の更新ができなかったことになるのですけれども、単純に聞きます、施工できなかったのはどうしてですか。

○（建設）建設課長

更新ができなかった理由といたしましては、平成28年度から令和元年度につきましては、交付金の配分額が要求額に対して満額とはならなかったことにより、ロードヒーティング更新工事の性質上、一部の施工とすることが難しいことから、路線数を減らして対応したものです。

令和2年度につきましては、交付金の配分額が満額にならず1路線減らしたことに加えて、共同企業体が見積り合わせを辞退したことにより、1路線施工できず、合計2路線が施工できなかったものです。

○中村（誠吾）委員

それで、国からの交付金が満額の配分にならなかったと答弁にありましたけれども、平成28年度から令和2年度までの要求額と配分額、そして、その割合をお聞かせください。

○（建設）建設課長

ロードヒーティング更新事業費の交付金につきまして、要求額は平成28年度6,360万円、29年度7,200万円、30年度7,200万円、31年度7,800万円、令和2年度4,500万円。

続きまして、配分額につきましては、平成28年度2,100万円、29年度2,520万円、30年度1,719万2,000円、令和元年度1,450万7,000円、2年度2,112万8,000円です。

続きまして、要求額に対する配分額の割合といたしましては、平成28年度が約33%、29年度が35%、30年度が約24%、令和元年度が約19%、2年度が約47%となっております。

○中村（誠吾）委員

非常に厳しい配分になっていることは分かりました。

それと今聞いていて、もう一つの理由にジョイントベンチャーの共同企業体の組み方もあって、でも、これは簡単に言うと入札に対して応札がなかったのだと思うのです。簡単に言うとそういうことだと思うのだけれども、それは間違っていたらごめんなさい。ただ、そういう認識なのだけれども、それは工期や積算の問題があったからなのですか。

○（建設）建設課長

工期の設定や積算につきましては、適切に行われており、問題はなかったというふうに認識してございます。

○中村（誠吾）委員

そうですね、問題があったら困るので。

それだったら、これも素人でごめんなさい、再度入札を行ったのですか。

○（建設）建設課長

ロードヒーティング更新工事につきましては、共同企業体での参加が条件であり、共同企業体の編成から契約までに約2か月半、工事に約4か月半の期間を必要といたしますので、再入札を実施するとした場合には、共同企業体の編成開始を8月といたしますと、工事完了は翌年の2月となることが想定されます。ロードヒーティング施設は降雪期には稼働している必要がございますので、再入札により工事を実施いたしましても、降雪期前に完了は困難と判断いたしまして、再入札は行っておりません。

○中村（誠吾）委員

後段の降雪前までに間に合わせるというのは分かっているのだよ。

それではあえて聞きます。具体的に入札までの事務手続に、何に、どのぐらいの日数が必要なのですか。

○（建設）建設課長

一般的に共同企業体での入札参加の場合につきましては、共同企業体の編成手続に約1か月、設計内容の審査から入札及び契約までの手続に約1か月半の期間が必要でございます。

○中村（誠吾）委員

では、このからくりを、あえてもう一度聞きます。それでは、当初の入札で応札がなかった場合は、当該年度の工事はできないのですね。

○（建設）建設課長

先ほどの答弁にもございましたとおり、工期の設定上、そのようになります。

○中村（誠吾）委員

改めてお話をしておきたいのですが、このロードヒーティングが更新されないということは、すぐにも市民の皆さんが安心して生活することが難しくなる可能性が高まるということなのです。そうすると、平成29年決算特別委員会では、ロードヒーティング更新計画に基づき、平成21年度から31年度までに27か所の更新を予定しておりますと言って、それで交付金の配分額が確かに減少したこともあって、計画期間内にこの予定箇所を全て更新するのは非常に困難な状況であるとの答弁はあったのです。建設常任委員だったから覚えています。

そうしたら、この27か所の更新計画に対して、何か所の整備が終わりましたか。

○（建設）建設課長

27か所のうち15か所が整備済みです。

○中村（誠吾）委員

小樽市の財政が厳しいために、交付金に依存していることは理解しているのです。

ただ、何と言っても、これは市民生活の安心・安全に直接関わることなのです。私は非常に問題があると考えます。

この場合は令和2年決算特別委員会なので参考にお聞きしますが、令和3年度のロードヒーティング更新事業において、応札がなかった事案はありますか。

○（建設）建設課長

今年度におきましては、共同企業体の申請者がおりませんでしたので、入札には至りませんでした。

○中村（誠吾）委員

これについても工期や積算の問題はなかったのですね。

○（建設）建設課長

入札前の案件ではございますが、なかったというふうに考えてございます。

○中村（誠吾）委員

応札がないとの事案なのですけれども、これは私は、行政側の皆さんの都合ももちろんあると思うのです。とても悪いなどと言っていないんですが、そうすると、来年度も可能性としてはないとは言えなくなりますよね。市民のための計画なのだよ。だから、これは検討しているのですか。

○（建設）建設課長

現時点では具体的な内容をお示しすることはできませんが、対応策については検討してまいりたいというふうに考えております。

○中村（誠吾）委員

あえて部長には聞きませんが、それで先ほど申し上げて最後なのですが、ロードヒーティングは市民の皆さんが安心して生活していくために重要な設備です。それで、ぜひ検討して、よい方向に持って行ってください。

それから小樽市ロードヒーティング長寿命化計画の策定に向けて、令和2年度から報告を受けているのです。そして令和3年建設常任委員会で案の報告が行われているのです。私はそういうふうに認識しています。

それで逆に言うと、令和2年度までに更新ができなかった路線は、この長寿命化計画に取り込んでいますか。組んで入っていましたか。

○（建設）建設課長

これまでに整備できなかった場所も含めまして、小樽市ロードヒーティング長寿命化計画の策定を予定しております。

○中村（誠吾）委員

分かりました。少しほっとした。ロードヒーティング長寿命化計画に取り込んでいるということだよね、それを確認させてもらいます。

○高橋（龍）委員

◎認知症高齢者見守り事業について

認知症高齢者見守り事業についてお聞きいたします。

超高齢化社会と言われるようになりまして久しいですが、その影響で認知症による行方不明者は近年増加しています。警察庁によると、認知症の行方不明者の届出受理数は2018年には年間1万6,000人にも上ったということです。また、SNS上でも高齢の方が行方不明になっているので、見つけたら御一報をとという投稿なども度々目にいたします。

ここで、本市の事業についてですが、昨年度、介護保険課において行われた地域支援事業の中で、認知症高齢者見守り事業がありました。今年度の組織機構改革に伴って御担当が変更になっているかと思いますが、この認知症高齢者見守り事業の中には、さらに認知症サポーター養成講座と、はいかい高齢者位置情報検索システムの二つの事業がありまして、この場でははいかい高齢者位置情報検索システムについて伺いたいと思います。

この名称から察するに認知症を抱える御高齢の方の外出に際して、行方不明にならないようにGPSであるとかブルートゥースなどで補足するということなのかと推測しています。どのようなシステムを導入するかによって機器のバッテリーであるとか、重量などで、それぞれメリット、デメリットがあるとも聞いています。

まず、このはいかい高齢者位置情報検索システムの事業内容についてお聞かせいただきたいと思います。

介護保険の福祉用具の貸与サービスを活用することで、GPS端末をレンタルすることができるようにもお見受けしたのですが、これは特定の行政ということになるのかもしれません。間違っていたら申し訳ないのですが、い

ずれにせよ介護認定を受けている方が対象になります。この辺りも含めて事業について御説明をお願いしたいと思います。

○（福祉保険）福祉総合相談室中村主幹

このはいかい高齢者位置情報検索システムなのですが、現在、小樽市はいかい高齢者家族等支援事業として実施しているものでございまして、徘徊が心配される高齢者を介護している御家族に対し、位置情報などを検索できるシステム、これはセコム株式会社のココセコムのほか、同様のシステムも含まれます。こちらの導入経費の一部を1万円を上限として助成するものであります。

○（福祉保険）介護保険課長

介護保険の給付の対象となる福祉用具の貸与の中で、認知症老人徘徊感知器がありますが、これはベッドや布団等を離れたときに通報するものなどでありまして、通信機器を含むGPS端末等は対象外となっております。

国では、GPSシューズを給付対象とするかなどの検討を行っておりますが、まだ正式な通知がないところであります。

○高橋（龍）委員

では、令和2年度事務執行状況説明書で見ると、今言ったはいかい高齢者位置情報検索システムの使われた実績がありませんでした。とはいえ、本市において認知症の方の徘徊が課題ではないというふうには思えないのです。

昨年度、市内に居住する高齢の方で行方不明の届出数など、本市で把握していることをお聞かせいただきたいのですが、こちらいかがでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室中村主幹

徘徊の把握の状況なのですが、市の福祉総合相談室が事務局となって構成しております小樽市高齢者見守りネットワークにおきまして、未帰宅、家に戻っていないというような高齢者の情報がありますと、小樽警察署より通報がありまして、この中で把握しているのは令和2年度で5件あります。

○高橋（龍）委員

5件という数字でしたけれども、これが全てではないというふうにも思っています。あくまで市が把握していることということですね。

次にお聞きしたいのですけれども、昨年度実績がなかったことについての振り返りに関してお聞きしたいと思います。

これは事業内容がニーズと違うということなのか、周知の方法に工夫の余地があるのか、あるいは制度利用の条件の部分で課題があったということなのか、理由はどのように考えておいでですか。

○（福祉保険）福祉総合相談室中村主幹

利用がないことについてなのですが、現実的には、やはり位置情報を示すためのGPS端末につきましては、形状が大きいものもございまして、実際には高齢者が持って行きづらいつつとか、あと電池が必要ですので、やはり電池の交換が定期的に必要なですとか、維持費等のランニングコストは利用者負担になっていくことなどが、やはり課題になっているということは認識しております。

また、周知の方法につきましても、やはり工夫が必要なものとは考えております。

○高橋（龍）委員

では、次に見守りについて組織的な連携はどのようになっていたのでしょうか。他部署や民間ボランティアの方々も含め、相互に協力し合う体制はできていたのでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室中村主幹

組織的な連携につきましてですが、先ほども一部申し上げましたが、現在、福祉総合相談室が事務局になり、小樽市高齢者見守りネットワークを構築しておりまして、この中で市の関係部署ですとか、あとは小樽警察署を中心

に、郵便局ですとか、宅配給食サービス業者等民間の皆さんと連携しまして、高齢者の異変ですとか徘徊等も含めまして、見守りの体制を構築しております。

○高橋（龍）委員

それでは少し話が戻るのですが、この事業が実施されたのはいつからでしょうか。令和2年度よりさらに前の実績、あるいは内容の変更等がありましたら、それを含めてざっくりとしたお答えでいいので、お聞かせいただけますでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室中村主幹

この制度なのですけれども、平成18年度に制度の運用開始をしまして、これまで15年以上にわたり実施しております。

この実績についてですが、平成18年度に2件、19年度に1件の実績があったと把握しております。令和2年度には市販の通信機器ですとか、こういうものの導入経費につきましても、対象経費とするよう内容変更をしておりますけれども、実績については2年度はなかったということになっております。

○高橋（龍）委員

まとめに入りますけれども、昨年度の結果からこの事業自体どのような方向性で考えていますか。

○（福祉保険）福祉総合相談室中村主幹

昨年度も含めまして、利用数が伸びていないことを分析いたしまして、先ほども申し上げましたが、ココセコムというシステムに限定せず、数が多く開発されている市販の機器の導入も対象とするような見直しを行ってきたところなのですが、実績がなかったものですから、周知の方法についても検討をまず行いたいと思います。

また、機器によらずとも、先ほども申し上げた、地域で見守ることの重要性も認識しておりますので、引き続きネットワークを活用しながら関係機関と連携してまいりたいと考えております。

また、他都市の事例も参考にしまして、最新の技術ですとかシステム等につきましても研究してまいりたいと考えております。

○高橋（龍）委員

以降質問ではないのですが、この事業自体はうまく活用できれば当事者はもとより、御家族の方々の安心にもつながると思います。離れて暮らされている場合は、なおのことだと思いますし、この質問の冒頭に申し上げたように、位置情報の検知はGPSだけではなくて、ブルートゥースなどを使うというパターンもあります。御高齢の方がいつも持ち歩くものに、あるいは靴などに小さな機器をつけると。実際に行方不明になったときに、それをどのように活用するかというと、事前に協力者を募る必要があるのですけれども、その方々のスマートフォンに捜索用のアプリを入れていただきます。その近くに機器を持った行方不明者がいる場合に検知するというものです。新型コロナウイルス接触確認アプリCOCOAにも似た部分もあるとイメージしていただけたらと思います。

例えば認知症サポーターの方々にそうしたアプリを入れていただくなどして、多くの方が探知機能的な役割を担っていただければ、現状持っているネットワークにプラスアルファで、そうした技術を加えることで、見守りの総合的な力が上がるというふうにも思います。方法は様々あると思いますので、ぜひ使いやすい制度設計と適切な周知を、引き続きお願いいたしまして、質問を終わりたいと思います。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。